

食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会

平成16年8月24日（火）13：00～16：00

オーバルホール

主催：内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

午後1時 開会

(1) 開会

司会 ただいまより、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会」を始めます。

(2) 開会挨拶

司会 まず初めに、意見交換会の開催に当たり、食品安全委員会の寺田雅昭委員長より、開会のごあいさつを申し上げます。

それでは、お願いいたします。

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。

きょうはよくこの意見交換会においでくださいます、どうもありがとうございます。

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会」の開催に当たりまして、主催者を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ご存じのとおり、2001年にBSEの問題が1つのきっかけになりまして、日本の食の安全に対する対策をきちっとやらなくてはいけないということで、昨年7月に食品安全委員会、あるいはそのもとになっております食品安全基本法が施行されました。その元になっております考え方は、これもご存じの方が多と思いますけれども、評価と管理を分けるということです。これは、管理とか施策をやるときには、どうしてもそちらの方に流されてしまうので、科学的な評価をやって、それに基づいて行政あるいは管理をやっていくことによって、食の安全を確保していくという考え方でありまして、これはヨーロッパでやはり2年ほど前から、いろんなところで評価と管理を別個にするということがあります。

もう1つは、非常に大事なことは、やっぱりリスクコミュニケーションを大いにやる。要するに、国民、あるいは消費者、生産者、流通者、行政、そういう方が情報を共有しながら物事を解決していくという考え方でありまして、きょうの意見交換会も、そのリスクコミュニケーションの1つということでありまして。

食品安全委員会が評価を主としてするために、管理機関でございます農林水産省あるいは厚生労働省とは別個に、内閣府の中に、独立という意味でできたわけでありまして、これは省庁の中での独立だけではなくて、すべてのことに独立して、科学的に物事を判断しようということです。といいましても、食の場合は、多くの場合、物理や数学と違いまして、完全な1足す1は2というふうにはいきません。現在の科学、世界的に見ましても

最高の水準で物事を判断していこうという立場であります。管理とは別個にしていくということですが、管理の方とも意思の疎通はきちっとありますけれども、ある種の緊張関係を持ちながらやっていくということでもあります。

今日の話題でございますこのBSE問題は、食品安全委員会の設立の1つの直接のきっかけになったものでありまして、委員会設置直後から、と申しますのは去年7月に委員会が設置されたのですけれども、まず第一に8月からプリオン専門調査会を立ち上げまして、日本のBSE問題全体について議論をしようということで議論を始めてまいりました。

特に本年2月からは、国内外の専門家からの意見をいろいろ伺いまして、またBSE及び人への感染リスクについての考え方の整理、あるいはデータの収集などに努めてまいりました。今日の日本におけるBSE感染の可能性の検討、その対策であるいわゆる全頭検査、SRM、フィードバン、要するに、飼料の規制、トレーサビリティ、そういうことも全部を含めまして、国内措置に関する検討を行ってまいりました。

7月16日に開催されました第12回プリオン専門調査会におきまして、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(今までの議論を踏まえたたたき台)」という案がつけられ、これまでの検討結果が提示されまして審議が行われてきたところであります。この「たたき台」は、過去3年間の350万頭の全頭検査の結果、我が国のBSE病原体の汚染状態が短期間でおよそ把握されまして、また、BSEそのものに関する生物学的あるいは疫学的な情報も、急に深まったものではございませんけれども、過去3年間にいろいろと、特に発生元であります英国を中心にして、いろいろな情報が得られてまいりました。

現在のこれらの科学的知見を踏まえまして、現行のBSE対策による牛から人へのBSE病原体の感染のリスク低減効果、これは牛から牛というよりもそれがもとになる、一番大事なのですけれども、牛から人へBSEのプリオンがうつる、すなわちバリエーションのCJDという人の病気でございますが、幸いにして、今、日本ではございませんがこの病気のリスクを中心に検討してきました。すなわち今までの日本で行ってまいりました対策が感染リスクの低減効果に対して役に立っているかというようなことを検討しまして、今後の対策に生かすことが重要と考えて取りまとめたものでございます。

この「たたき台」につきましては、8月4日に東京で意見交換会を開催いたしまして、公募による9名の方々から意見をいただきました。その結果を踏まえまして、去る8月6日のプリオン専門調査会において審議されまして、修正案が示されました。また、8月18日には、東京で管理機関でございます農水、厚生労働省主催で、現在の日本におけるBS

Eの管理措置を中心としまして、意見交換会を行ったところであります。

本日は、この「たたき台」を中心といたしまして、それが修正され、現在、まだ審議が進行中でございますが、その進行状態のことも含めまして、BSEのことを皆さんと意見交換をしたいということでございます。

短い時間ではございますが、大変大事なこのBSEの問題につきまして、日本の国内措置に関しまして、皆様方のご理解、あるいは私どもへ皆さん方のご意見がいただければ大変ありがたいと思っております。

最後に、この会を設けてくださいましたことに関しまして、いろいろな方にお世話になっております。この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

司会 開会に当たり、ごあいさつをさせていただきました。

それでは、ここで配付資料の確認をいたします。どうぞ皆様方、お手元の資料をごらんくださいませ。

まず最初に、こちらが「議事次第」となっております。

続いて、「出席者名簿」がこちらになります。プロフィールなども記載させていただいておりますが、中に1カ所、おわびと訂正がございます。海津様のところでございますが、「エスケー食品株式会社食品研究室、プロダクター」となっておりますが、正式には「プロクター」となりますので、「ダ」を消していただきますよう、おわびと訂正をご案内申し上げます。お間違いのございませんようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の「座席表」がこちらとなっております。

続きまして、説明資料が4部となります。資料の右肩のところをごらんいただきますと、それぞれ「資料1」と記載されております。まず、「資料1」は「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について」金子プリオン専門調査会座長代理によります資料となります。こちらの方は後ほどご説明いたしますので、どうぞご確認くださいませ。

続きまして、「資料2」は、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(今までの議論を踏まえたたたき台修正案)」平成16年8月6日、プリオン専門調査会配付資料、行番号つきとなっております。

続いて、「資料3」は「牛のBSE予防対策について」、農林水産省です。

続いて、最後の資料が「資料4」となります。「牛肉の安全対策について」、厚生労働省です。

そのほかにも、こちらの「食の安全・安心トピックス」です。「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全。」というリーフレットになっております。また、続いて、皆様方には、アンケート用紙を1枚ご用意しております。会場出口に最後に回収箱をご用意させていただきます。今後の資料とさせていただきます。お手数ですが、ぜひ皆様方のご意見をお書き添えいただきまして、最後に回収箱にお入れいただきますようお願い申し上げます。「食品の安全性に関する用語集」も一緒にセットさせていただいております。

最後に、「食品安全」の創刊号は食品安全委員会の季刊誌となっております。

これらすべての資料はおそろいでございますでしょうか。お手元がないものがありましたら、どうぞ係の者にお申しつけくださいませ。

それでは、引き続きまして、本日の意見交換会の進め方についてここでご説明させていただきます。皆様方、どうぞ「議事次第」をごらんください。

まず初めに、本日の意見交換会の対象となりますプリオン専門調査会における調査審議の経緯及び「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（今までの議論を踏まえたたき台修正案）」について、食品安全委員会プリオン専門調査会の金子清俊座長代理からご説明をいただきます。

続きまして、牛海綿状脳症（BSE）対策の現状につきまして、農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室、釘田室長より「資料3」に基づき、また、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、坂梨乳肉安全係長より「資料4」に基づきまして、それぞれご説明をいたします。

その後、10分程度の休憩を挟みまして、食品安全委員会の中村靖彦委員をコーディネーターとして、パネルディスカッションを行います。さらに、引き続き、少ない時間ではありますが、会場の皆様方との意見交換を行います。意見交換の後、コーディネーターの中村委員より、本日の意見交換を整理した総括としてご発言をいただき、閉会とすることとなっております。

議事の円滑な進行に、どうぞ皆様方、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、お待たせいたしました。ここで金子先生にご登壇いただきまして、ご講演をいただきます。それでは、お願い申し上げます。

(3) 講演

日本における牛海綿状脳症 (B S E) 対策について

食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理

(国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第七部長)

金子 清俊

(パワーポイント 1)

内閣府食品安全委員会のプリオン専門調査会を代表して、私が、先ほどお話がありましたいわゆる「たたき台」についてご説明をさせていただきます。25 分間程度と時間が非常に限られておりますので、要点だけを手短にお話しさせていただきます。詳しいことをお知りになりたい方は、お手元の資料を後でよく読んでいただいて、また、ご質問があれば、後でしていただければと思います。

ここに、まず第 1 枚目のスライドが出ていますが、キーワードというか非常に重要な言葉だけ、注目していただきたい言葉だけ、かいつまみます。

ここに 1 つ、非常に重要な言葉があります。「日本における」ということです。今回私たちが行っているのは、我が国の過去 3 年間の B S E の管理体制下での B S E の対策についての検証を行っているということで、対象はあくまでも我が国の対策についてです。そのことをご理解いただきたいと思います。

(パワーポイント 2)

これは私たちのメンバー、吉川座長を初め、こういったプリオン病の専門家が中心となって検討を行っているわけであります。

(パワーポイント 3)

これは、本来は私がお話することではないと思うのですが、食品安全委員会の位置づけということで、厚生労働省、農林水産省から独立した形で、先ほど寺田委員長からお話がありましたけれども、リスクを評価するという役割を担っているわけです。管理を行うのはこういった省庁であり、相互に連携しながら、対象者の方々とコミュニケーションを図っていくことになっているわけです。

(パワーポイント 4)

先ほどもお話がありましたが、リスク分析という考え方をどうぞお忘れにならないでい

ただきたい。私たちのスタンディングポイントというか立脚点はここにあるわけです。

ここで重要な言葉が、また幾つかあるわけです。食品安全委員会は評価することにかかわるわけで、一応人類共通の言語である科学というものに基づいて、極力中立で公正な評価をしていこうということと、もう1つは、人の健康に及ぼす影響ということが重要な点になるわけです。

BSE（牛海綿状脳症）を考える場合、3つぐらい大きな要因があって、例えば牛から牛の話を1つ考えなくてははいけない。これは、牛の中でのBSEの蔓延をどう防ぐかという問題、例えばフィードバンといわれる飼料規制等、非常に重要な点があるわけです。それから、牛のBSEが、人にうつるかどうか、人の変異型CJDにうつるところを防止するというか、そういったところを評価する。最後には、変異型CJDが人から人へうつるかもしれない。その評価をする。大きく分けると3つの柱があるわけです。

今、私たちは、最初のスライドで、「我が国の」評価をしているというお話をしましたけれども、さらにもう一步踏み込むと、牛から牛、牛から人、人から人の中の、主に牛から人のお話、人の健康に直接及ぼす影響について評価をする。食品ですから、牛から人への感染、人の健康を害することについての評価を行っているという話になるわけです。何でもかんでもいきなり評価することはできないわけで、私たちはそういった幾つかの枠組みをはめた中で、しかし、科学的に評価ができるだろうという分野を、範囲を決めて評価をしている。あくまでもたたき台であり、第一歩ですけれども、いきなりすべてをできない。今やらせていただいているのはそういう点であるという点を、よくご理解いただければと思います。

（パワーポイント5）

「我が国」ですけれども、もちろん評価に関しては、各国の国際的なお話も非常に重要になるわけで、BSEはそもそもイギリスで発生した病気ですから、特に欧州は非常に大きな経験を持っておられるわけです。ですから、欧州あるいは関係するところがどういう対策をとっているかということも参考にしながら、こういった評価を行っている。評価に関しては、国際的に行っているということになるわけです。

（パワーポイント6）

「たたき台の位置づけ」というのがここにありますけれども、これは、これからお話しすることです。vCJDと書いてありますのは「バリエーションCJD」の略で、変異型のCJD、つまり、BSEから人にうつると考えられている人の病気ですけれども、これをど

う減らすかという点に基づいた検証ということになるわけです。

ほぼ3年経ったわけですが、2001年10月18日から我が国のBSEの管理体制は非常に大きく変わったわけで、その評価を今行っているわけです。これは昨年8月に第1回のプリオン調査会が開かれたときに、我が国の管理体制についてぜひ早急に検討すべきだろうという話があった。それに基づいて、今この「たたき台」をつくって、さらに今後の議論の出発点にしようということになるわけです。

(パワーポイント7)

これが今お話ししたことです。3年経過したということと、ここに言葉が出てきますが、「牛から人」にまず最初の焦点を絞った検討をしていく。それから、この3年間の管理がどういうふうの有効であったか、その検討を行う。あるいは、この管理措置を今、変えることができるかどうか。どういう要素があって、それを変えたらどうなるか。そういったことを検討して、今後のBSE対策に生かせればいいというのが、ベースにあるわけです。

(パワーポイント8)

そのために、先ほど私が「科学という共通言語」といいましたが、科学的な検証を行っていく必要があるわけです。まず、科学というものの基本は、何がわかっていて、何がわからないかということをはっきりと明らかにすることです。自分たちがわからないことを明らかにすることから、「知見の整理」と書いてありますけれども、科学的な検証はスタートするわけです。

わからないこととわかっていることをこれから少しずつお話ししていきますが、まず牛から人、牛のBSEから人の変異型CJDのうちの、BSEについてわかっていることを、大ざっぱにお話しします。

(パワーポイント9)

今のところ、23カ国で約19万頭が発生していますが、圧倒的大多数は英国です。18万頭以上が確認されている。英国から始まった病気です。公式には1986年、今から18年前に、イギリスに第1頭目が確認されて、日本では11頭ということになるわけです。

いわゆる全頭検査は、と畜場に回ってきた牛を検査しているわけです。これが350万頭、先ほど委員長がおっしゃった数字。約3年間でこういった数になっているわけです。9頭が確認されています。

後でサーベイランスとスクリーニングというお話をいたしますけれども、日本にBSEがどのくらいあるかをサーベイ(推測)するに当たって、データを集めるわけですが、普

通、BSEにかかりやすい牛を調べた方が効率がいいわけですね。そうすると、本当にサーベイランスを有効に活用するためには、死亡牛という、病気で死んだ牛あるいは原因不明で死んだ牛の方が、BSEに罹患した牛を見つける確率は高まるわけですから、ここはかなり中心になるべきなのです。今の日本では、24カ月齢以上ほぼ100%、牛の検査がされていて、それが1頭ある。むしろと畜場の全頭検査は、サーベイランスにはもちろん役には立ちますけれども、それと同時に、もっと重要なのはスクリーニングであるということで、これも今、日本では行われているということになるわけです。これは後でお話します。

(パワーポイント10)

ほかに何がわかっているか。BSEというのは、潜伏期間といいますけれども、食べてから、BSEに感染した肉骨粉、あるいは汚染された飼料、あるいはほかの原因、そういったものに暴露されてから発症するまで、非常に時間がかかります。何年もかかるわけです。ですから、食べてすぐ発症するような、1週間、2週間で発症するような病気ですと、非常にわかりやすいですし、対策もとやすいのですが、こんなに長期間たってからしか発症しない、わからないとなると、これは非常に難しい、検討するのが困難な病気です。これは人も同じです。人もやはり非常に長く、数年から数十年、潜伏期間があるわけです。

こういったいろんな要因があって、もちろん感染したものをたくさん食べれば早く発症しますし、少なければ潜伏期間がどんどん延びるわけです。ですから、物すごく少量しか食べないと、もしかしたら、その人あるいは牛の一生、生きている寿命の間には発症しないかもしれない。それを「閾値」という言葉でいいます。すごく少量だったら発症しない。その量がどのくらいなのかということが後で出てきますが、今はっきりしたことはわからないわけです。

ただし、たくさん食べたら、たくさん暴露したら早く発症してくる。確実に発症してくる。その量の問題があることはお忘れいただきたくないと思います。牛の体内にどこでも同じように感染型の異常プリオンたんぱく質があるわけではないので、それが物すごく集積している部位があるわけです。そういった集積部位をたくさん食べてしまう、あるいは摂取してしまうことで、感染のリスクが飛躍的に上がる。たとえ感染した牛であっても、量の非常に少ない部位をほんのちょっと食べたただけであれば、感染するリスクは非常に少ないということは事実です。

では、どこにたまっているか。そういったお話は、後のスライドでお話します。

では、これに例外があるのかどうかというお話を先にしますと、日本で確認された 11 頭うち 2 頭の月齢は、21 カ月、23 カ月齢という非常に若い牛で見つかった。そのほかは平均 78 カ月齢。ただし、症状が出た牛はいないわけです。先ほどのイギリスの例ですと、イギリスはほとんどすべて典型的な症状が出た牛の数です。それに比べると、日本はイギリスと同じように見ていたら、まだ 1 頭も見つかっていないことになってしまうわけです。検査をして初めてわかった。それでも検査をすることで、これだけの数の牛が見つかったということになるわけです。

それから、先ほど私は量の問題をいいましたが、検査には脳を使っているわけです。脳はプリオンが非常にたまる場所ですが、ここでも若いだけにたまっている量が少ないことは事実です。はっきりとはいえないにしても、ほかの牛に比べると大体 1/500~1000 ぐらい量が少ないわけです。ですから、感染性のプリオンが年齢に依存していることは事実であります。

(パワーポイント 11)

また、どういった経過でたまるか。大体のことはわかっていますが、その詳細は不明です。非常に時間がかかって、感染して時間がたつてくるにつれて、たまっていく量がふえてくることはわかっています。不明という意味は、その間が抜けている、そこがわからないという意味です。つまり、牛に食べさせて、どういう経路で、感染しているプリオンがどこで最初に出てくるかということを見ると、人間でいうと盲腸の手術をするといいますが、虫垂部分、あるいはリンパ組織ということを知ることがあると思うのですが、リンパ組織の一部にはプリオンがたまります。扁桃もリンパ組織です。こういったところに早目に出てくるのです。18 カ月と書いてありますが、あと、どこにあるかわからない時期を経て、32 カ月ぐらいになると、感染力の非常に強い部分ですが、脳、脊髄、背骨のあたりといった中枢神経、あるいは一部末梢神経も入っていますが、神経系にたまっていくわけです。

今検査をしているのは、脳です。非常にいっぱいたまっていく脳の一部をとって、そこを調べていくことになるわけです。ただし、検査法には検出限界があるので、すべてが 100% 確実ではないと書いてあります。しかし、人と牛の研究をする場合に、本当に確実なことをいうには、生きた牛と生きた人間を使ってしかはっきりとしたことはいえないわけです。ですから、そんな実験はできるわけがないので、いつまでたってもこの不確実性が存在する。なかなか消すことはできないという限界があるのも事実です。

もちろん人型のネズミをつくったり、牛型のネズミをつくって、ネズミの実験系で実験を行って、これをなるべく明らかにしようという努力を続けていますけれども、現在でもまだ不十分な状態ですから、これを明らかにするまでには、まだ少し時間がかかります。

ここで1つ申し上げたい点は、「検出限界以下の感染性」と書いてありますが、今の検査の感度はそれでもかなり高いわけです。感度が一番高いのは、感染しているかどうかわからないものをネズミの脳に打つことです。その1/2ぐらいの感度であることは事実ですから、もちろん今以上高感度の検査法がこれから出てくるとは思いますが、現状が全く不十分で、感染について全く無力であるというわけではないわけです。

感染性は既に99%ぐらいはどこにあるかわかっている。今、その残りの1%ぐらいのものがまだどこにあるかもしれないというのを調べているんだとお考えいただければと思います。ですから、これから何か新しい情報が出てきたときに、例えば脳と同じように非常に感染力の強いものがいきなりボンと出てくることは、まずないとお考えいただいています。

(パワーポイント12)

牛については、そういういろんな限界があるにしても、ここにお示したような点がわかってきている。

S R Mは、「特定部位」といわれる、前のスライドでお示したものがほとんどですが、頭蓋とか脊柱といって、こういったものを含む。言葉は多少違いますけれども、原則としてはこういったものになるわけです。

ここ以外に感染性が全く存在しないかは「明らかではない」と書いてありますけれども、今申し上げたように、感染性の強いものがいきなり出てくるという意味ではないわけです。最少閾値の問題も、お話ししたとおりです。

これはわかっていない。だから、どうしようということではなくて、量が少なければ少ないほど、発症するまでの期間がずっと延びていって、例えば10頭中1頭とか、発症する頻度も非常に下がってくるわけです。とにかく量的な関係があるというのは事実だということなんです。

あと、さっきも申し上げましたように、後期になってこないと感染を検出できない。しかも、脳の延髄門部、脳の一部を検査しているわけですから、そこにたまってこないと検出できないという限界があるわけです。

感染力の弱い部分を調べる検査法の感度が十分でない場合は、検出力は下がりますけれ

ども、感染力が最も集中している場所をとっているわけですから、検査法としては理にかなったことをやっているわけです。感度は十分に高いけれども、それでも念のために、まだ検出できないところがあるかもしれないので、私たちは、「不明である」という言葉を使っているわけです。全くわからないわけではないということを強調したいということです。

(パワーポイント 13)

今度は、v C J D、患者さんについてわかっていることです。まず、どのぐらいいらっしゃるかということですが、全世界で 157 人。やはり英国に集中しています。一目瞭然というか、後の患者さんの発症率の推計にも関係することですが、やはり B S E の発生頭数に比例しているわけです。多く出ている国で、やはり多く出ている。ですから、これはお忘れいただきたくないと思います。

ただ、この*印がついている国は、実は B S E がほとんどない国でも出ていると書いてありますが、この*印は英国での滞在歴、つまり、英国で暴露された方とお考えいただければ、ほとんどイギリスで暴露された方であるということです。公式には 18 万 4000 頭ですが、私たちのような検査を行えばおそらく 100 万頭ぐらいいたのではないかと。日本は 11 頭ですが、それぐらい違いがある、数が圧倒的に多い国で、やはりほとんどの患者さんが出ていらっしゃる。しかも、英国は食習慣が違うわけですから、実際に脳や脊髄のまじったものを食べていたことがかなり関係あるだろう。日本の食習慣、あるいは発生頭数から考えると、リスクはかなり低いたろうというのが、私たちのリスク評価の基本にあるわけです。日本では、今のところ、患者さんの報告はないということです。

(パワーポイント 14)

これも牛の場合と同じことになるわけです。「不明」と書いてありますが、あくまでも詳細は不明なわけです。全く何もわかっていないという意味ではありません。

潜伏期間も同じです。25 年以上と幅広い。これはそれなりの推計の論拠があるのですが、時間が短いため省略させていただきます。もし興味がある方は、後でお聞きいただければと思います。これも先ほど牛のところでも申し上げたことと同じです。ただし、人に関しては、人での十分な実験的知見がありませんから、人と同じような挙動を示す実験モデルのネズミをつくって、人型のネズミをつくった実験を行っていますが、その人型のネズミが、まだ完全に人と同じような感染性を示すネズミができていないので、不明確な点が残っているということがあります。非常によくわかっているネズミのプリオン病、あるいは羊、そういったものの推測を当てはめると、かなりのところはわかっているけれども、本当に

人と牛の間でどうかという点が不明だ、残されているということです。

(パワーポイント 15)

その最たるものが種間バリアです。牛から人にうつるということですが、でも、動物種が違うから、その間にはバリアがある。いわゆる種間バリアといわれています。障壁があるだろう。ただ、これも本当にこれを 100%クリアにするためには、生きた牛、生きた人が必要になるわけですが、そんな実験はできません。人型のネズミの限界がありますので、今はこういう言葉でいわざるを得ない。

「1 (バリアなし) から 1 万倍」と書いてありますが、少なくとも私は実験者として見ている限り、これが存在することは間違いありません。ただ、この (バリアなし) と書いた意味は、わかっていないものを、もしかして万が一、念のために、そういった要因です。いわゆる予防原則といわれている要因を含めて、わかっていないのだから、バリアなしと仮定したらどうだろうといった意味合いがかなり強いとお考えいただきたいと思います。実験的には、恐らく少なくとも 10 倍から 1 万倍程度はあるだろう。10 倍というのも、僕は個人的にはかなり甘い評価というか、もっと強いとは思いますが、わからない段階では、こういう表現をせざるを得ないということになるわけです。

(パワーポイント 16)

バリエーション CJD 感染に関して、もう 1 つわかっている点は、すべての人間が同じ感受性を持っていないわけです。かかりやすさが人によって違うという点です。ここにメチオニン / メチオニンと書いてありますが、プリオンたんぱく質の一部分、コドン 129 というところは、メチオニン / メチオニン (M / M) 型の方がかかりやすいのです。1 例、M / V 型の方がいらっしゃいますけれども、M / M 型がかかりやすい。ただ、英国は 40%、日本は 90% ですから、ここで日本人の方が 2 倍ちょっとリスクが高いのではないかと。こういった点も検討項目に加えているわけです。

(パワーポイント 17)

そういったものを含めて、リスクを評価していく。先ほどいいましたけれども、対策との関係ですね。特に、対策をとる前と後でどう変わるかということも、重要な検討項目と考えています。

それから、科学というのは、何がわかって、わからないかということから始まると申しましたけれども、わからないところはどこにあるのかということをはっきりする。そして、それを私たちだけではなくて、皆さんに十分わかっていただくということを目指してい

るわけです。

(パワーポイント 18)

先例というのは、先ほどイギリスのことをお話ししましたが、イギリスは当然そういうことを行っているわけですね。約 100 万頭と推測されますけれども、そのくらい感染した牛がいた国でどうかということ、幾つかの仮定に基づいて、今 v C J D 患者は 157 名とお話ししましたが、最悪のシナリオを含めて 5000 人くらい。これが現実的かどうかは別として、最も悲観的な、すべてがワーストシナリオということで、数学的なモデルというか仮定としての話ですけれども、こういう数を出しています。これに従って、我が国のリスク評価をこれに倣ってやってみようということになります。

実は本当は先ほどの種間バリアを含めて、もっと科学的なデータに基づいた推測ができればいいのですけれども、今のデータでは、さっきいったように不確実な点が多くて、それは不可能なのです。生物学的、医学的に検討することはできないので、ある程度統計学的といえますけれども、単純に B S E が多ければ C J D の患者さんもふえるという事実、相関関係といいますが、そういったものに基づいた統計学的な推測をするしかないわけです。

これは、例えばほかの病気もそうです。私はもともと神経内科でしたけれども、いわゆる神経難病といわれて、原因がわからない病気についても、わからない原因を推測するときには、やはり統計学的、疫学的な検討がまず最初にあるわけですから、これは統計学という科学に基づいた解析といえるわけです。

(パワーポイント 19、20)

幾つかの過程、これもさっきいいました。月齢がふえるにつれてたまってくる。時間がかかるという点。それから、どのくらい感染牛が出るのかという点。科学的な検討として、生物学的なデータに基づいたものができないので、統計学的なリスク推定を行う。そういったことをやっているわけです。

(パワーポイント 21)

牛の数をどのくらいと試算するかというのも、大体数だけ見ていただければと思いますが、このくらいの数、出ても、可能性はないとはいえない。単純計算で、あり得るだろう。

(パワーポイント 22)

今まで検査でわかったことというと、非常に重要な点は、すべての牛が毎年毎年同じように汚染されているのではなくて、この年とこの年に生まれた牛だけが B S E を発症して

いるようなのです。そうすると、出生した年によってのばらつきを補正して、発生頭数を計算していくということもしているわけです。

(パワーポイント23)

ここを見ていただくと、日本でどのぐらいの牛が、いつと殺されているかという数ですが、最初のピークがホルスタインの雄です。ここから21、23カ月齢の2頭が出て、残りは全部ホルスタイン種の雌です。この下、ずっとだらだらとピークとしては見えない、この中からしか出ていないわけですね。肉牛からは今まで全く1頭も出ていないという事実があって、かなりばらつきがあるのを補正して、BSE感染頭数を予測して、それが試算2になるわけです。

(パワーポイント24)

そういったものと、英国で何百万頭いて、数がどのぐらいあるというものから、全く単純な比例計算をただけです。こんなものが意味があるのかというご指摘もあるかもしれませんが、ないよりはいいわけです。疫学的なデータで、でき得る限りの推測をしよう。しかも、これは少なくとも英国の行った推測に基づいてリスク推定を行っている。グローバルスタンダードとはいいいませんが、一応諸外国と同じような前提条件を設定して、最初に申し上げたキーワード「我が国」のリスクを推定したということになるわけです。

(パワーポイント25)

そのリスクが管理措置を行うことでどうなるかについても検討するのですが、これは定量的な評価は非常に困難です。英国でも実は試みられていますが、はっきりとした値としては出ていません。これは大事な点ですので、ここに結果だけお示ししてありますけれども、2つある。BSE検査と、SRM(特定部位)をとる、この2つがリスクを直接的に低減させることに大きく貢献しているわけです。

例えば、それぞれがどのぐらい貢献しているのか。あるいは国によっては、特定部位除去だけで、BSE検査はサーベイランスであって、食の安全には貢献しないという考え方に基づいて対策をとっている国もありますけれども、私たちは、一応この2つの項目が組み合わさって、食のリスクを直接的に低減しているという立場をとっているわけです。それはもちろん、理想的にはそうなのです。

もう1つは、牛から牛の話にかかわります。急に話がずれるかもしれませんが、この辺は牛から牛のリスクをどう低減するか。飼料規制云々というのはそういう話になるわけで、この点に関しては、恐らく各省庁の方々からのお話に出てくると思います。

(パワーポイント 26)

今ここで申し上げた点は、牛から人のお話にフォーカスを絞っておりますけれども、リスク低減効果は、検査については、単にサーベイランスだけではなくて、やはり食物連鎖から排除するという意義もある。はどちらかというところサーベイランスという話になるわけですが。サーベイランスというのは、日本にBSEに汚染された牛がどのくらいいるかを見る。は人に口に入らないようにする。その2つの意義がある。

(パワーポイント 27)

ただし、私たちがいわゆる全頭検査という名のもとに行っているBSE検査には、さっきも申し上げましたけれども、検出限界があるのは間違いなくて、中間期がまだはっきりわからないと申し上げましたが、感染していた牛でも、今の検査法では、どこを調べても感染性が出てこない時期があるのです。その時期は陰性と判定されているということです。

ただし、逆にいうと、この時期にあるものは感染力が検出できないくらいなのですから、感染性は非常に低いわけで、これが人の健康にどのくらい影響を及ぼすかというのわからないけれども、現在の検査で強陽性になるような牛と同じようなリスクがあるということではないということも事実です。

「潜伏期間におけるリスクがどの程度存在するかは、現時点では不明」というのはそのとおりです。

(パワーポイント 28)

これを何とかするためにどうしたらいいかということになるわけですが、今、感染力の非常に強い脳を調べないとわからないと申し上げました。脳でなくても、例えば血液で、殺さなくても生きてまま調べられればいいわけです。しかも、血液でわかれば迅速にわかるわけですね。そういった検査法があれば、今ここで私たちが直面しているような問題は一気に解決されるわけですから、これは最も重要な検討課題である、研究目標であるということは確かであります。

(パワーポイント 29)

しかし、同時に、もう1つの重要な要素というか、むしろこれが最もといてもいいくらい重要な要素でありますけれども、SRM除去。特定部位、感染力の強い部分、99%集中している部分を食べなければ、人の口に入らなければいいわけですから、これはリスクを非常に下げることができるわけです。これはもちろんそうなのですが、ただし、完全に行われているかどうか。これはむしろ管理の問題になりますけれども、そういった問題が

あります。

それから、SRM以外に蓄積する組織が全くないかどうかは判断することができない。ただし、これも、さっき申し上げたように、今の検査法の感度以下ということになるわけですから、SRMと同じような感染力の非常に強い部分がいきなり出てくるということではないわけです。今の検査法では検出できないようなわずかな感染力があるかどうかは不明であるということです。

(パワーポイント 30、31)

このあたりの管理については、後の農林水産省、厚生労働省の方のお話にお譲りしたいと思います。

(パワーポイント 32、33)

これは繰り返しになりますので、省略いたします。

「検出限界以下の牛を……」これは当たり前なことですので、見ていただければそのとおりだと思いますし、さっきからお話ししていることでもあります。ただし、これは量的なことを十分お考えいただきたい。いきなり感染力の非常に強いところが出てくるという不安な状態ではないわけです。その点をご心配いただかなくても結構です。

(パワーポイント 34、35、36)

もう時間がほとんどありませんので、このあたりで終わらせていただきます。あと、結論(1)(2)を見ていただいて、ここはこのとおりであります。

(パワーポイント 37)

この「たたき台」を踏まえて7月16日と8月6日、こういう会が2回行われて、幾つかの修正が施されています。今その途中ですので、また今日のご意見等も踏まえて、さらにいいものにしていきたい。皆様のご批判にこたえられるようなものにしていきたいと考えております。

以上です。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

(4) 報告 「牛海綿状脳症(BSE)対策の現状について」

司会 ありがとうございました。

それでは、続きまして、農林水産省、釘田様、そして厚生労働省、坂梨様によりますご説明です。

まずは、農林水産省、釘田様よりご登壇いただきましょう。それでは、よろしくお願

いたします。

1) 牛のBSE予防対策

農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長

釘田 博文

農林水産省の釘田でございます。限られた時間ですので、早速ご説明に入りたいと思います。

(パワーポイント1)

私の方からは、農林水産省が責任を持っております牛のBSE予防対策ということになっておりますが、このBSE対策は、ご存じのとおり、農場で牛肉が生産され、皆様の食卓に上るまで、いろんな対策の組み合わせによってなされているわけです。

(パワーポイント2)

ここに、検疫、飼料規制、死亡牛検査、全頭検査、特定部位除去と書いてございます。代表的な措置をここに書いてございますけれども、この中で、特に上の3つにつきましては、病気の蔓延防止措置、ちょっと難しい言葉かもしれませんが、平たくいえば、牛から牛へ病気が伝染するのを防ぐ措置ということになるかと思えます。

下の2つにつきましては、主に安全確保措置、皆様が食べる際に、その牛肉が安全であるようにする措置ということになるかと思えます。

別な言い方をしますと、上の蔓延防止は家畜衛生対策でございますし、下の安全確保措置は公衆衛生ということになるかと思えます。したがって、私ども農林水産省は、上の方の対策を主に担っているということになります

(パワーポイント3)

BSEの発生と原因究明については、既にお話がありましたけれども、BSEという病気はイギリスで発生いたしまして、18万頭以上の発生があるわけでございますが、日本におきましては、これまでに11頭の発生がございます。

この原因究明が行われておりますけれども、一番下の黄色い字で書いてございますように、これまでの原因究明、検討チームで行われた結果によりますと、牛用の飼料への製造・輸送段階での肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性が指摘されております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、BSEは、肉骨粉の中に含まれるプリオンが原因になっているといわれておりまして、意図しない混入を「交差汚染」といっておりますが、い

ろんな製造段階、輸送段階、あるいは農場の段階で、気づかないうちにそういう汚染が起こってしまう。そういう交差汚染が原因になっているのではないかといわれております。

(パワーポイント4)

この図で、BSE発生サイクルとその遮断を模式的に書いてございますけれども、まず、BSEはそもそも日本になかったわけですから、海外からもともとは入ってきたと考えられています。したがって、海外から入ってくる経路を遮断することが非常に大事なわけですが、検疫措置ということで、肉骨粉の輸入をまず遮断する。あるいは牛肉そのもの、牛を、まず発生国、危ないところから輸入しないということが大事になります。

既に日本の国内にはBSEが存在するわけですので、ほうっておきますと、このBSEが国内でサイクルになって増幅する過程に入ってしまうこととなります。この過程は、牛がと畜場に行きまして、と畜場の残渣が、いわゆるレンダリングといいますが、こういった施設で肉骨粉に製造されて、従来ですと、これが飼料工場に入って、また牛に給与された。このサイクルをほうっておきますと、万が一この牛がBSEにかかっていた場合に、ここにプリオンがたまっておりまして、それがまた牛に給与されるということで、病気が循環するわけです。逆にいいますと、ここに×がついておりますようなところをきちっと遮断いたしますと、この病気はサイクルしない。したがって、世代を経ることによって、この病気はなくすことができるといわれております。

(パワーポイント5)

したがって、農林水産省が行っております対策の中で最も重要なのは、飼料規制になります。この飼料規制につきましては、大きく2つの考え方で対策をとっております。1つは、BSEの感染源となり得るものについて規制を加える。感染源となり得るということは、この中にプリオンを含み得るということでございまして、一番典型的なのは肉骨粉、特に牛からの肉骨粉が一番危ないわけです。

あとの魚粉とか動物性油脂については、特に魚粉というのは、皆様、奇異に思われるかもしれませんが、魚粉自体にリスクがあるわけではないのですけれども、製造工程において、特に魚粉の中に牛の肉骨粉がまざってしまう、あるいは、農家の段階でまざってしまうという心配があるわけです。したがって、こういうものをそもそも使わないようにするのが有効な措置だと考えられているわけです。

そもそもこういった利用を規制することと、もう1つの対策としては、牛用の飼料と、その他の家畜用の飼料を完全に分離することとございまして、これは、特に製造だけでは

ありません、製造、保管、輸送、それぞれの段階で、牛用のものとその他の家畜のものがまざらないようにする措置をとる必要がございます。これを交差汚染防止対策といっております、現在、これを強化しているのです。

(パワーポイント6)

この絵は、先ほどいいました2つの対策のうちの飼料原料の規制状況。まず、飼料の原料が、牛由来の肉骨粉とか、あるいは豚由来の肉骨粉、鶏由来、動物性油脂、こういったいろんなえさが、まだこのほかにもあるわけですが、それらのえさを、牛、豚、鶏、魚、それぞれに与えていいかどうかということを示しています。

BSEを防ぐ観点からいいますと、牛由来のえさを牛に与えないということですから、ここだけを×にしておけば、あとは本来であれば使っても大丈夫なはずなのですが、ここは先ほどから申し上げております交差汚染防止対策という観点で、より広く規制をかけています。すなわち、牛の肉骨粉だけではなくて、本来リスクではない豚とか馬、その他家畜の肉骨粉についても、すべての家畜に与えることを今、禁止しております。

逆に、牛に対しましては、本来、鶏からつくられたチキンミール、フェザーミールといったものにリスクはないと考えられるのですが、やはりこういったものに混入するおそれがあるということで、この縦のラインも牛についてはすべて規制している。一面では、非常に過剰な規制ということにもなるかもしれませんが、BSEの病気は、イギリス等の実験によりますと、牛の脳を1mg、経口的に与えた場合でも感染が成立するといわれておまして、1mgの混入を防ぐというのは極めて困難なわけです。ですから、これだけ厳重な措置をとっております。

(パワーポイント7)

先ほど申し上げました飼料規制対策の2つ目の対策でございます、分離措置です。これは絵として描いてありますので、極めてわかりやすいのですが、この絵は牛用の飼料と、豚・鶏用の飼料をライン分離する際、構造的にきちんと入り口も分けるし、出口も分けるということで、製造過程で汚染が起こらないような措置をとっているということを示しています。

そのほかにも、もちろん建物自体を専用化することも重要なことございまして、そういった措置を今、進めておまして、今年度末までには、すべての工場に混入防止対策がとられることになっております。

(パワーポイント8)

こういった飼料規制を行うのにあわせて、チェック体制がとられておりました、これは先ほどと同じようなサイクルの絵ですが、まず輸入の段階で本来入ってはいけない肉骨粉がまざっていないかどうかにつきましては、動物検疫所が輸入検疫という形でチェックをしております。

さらに、飼料工場、肉骨粉をつくられるレンダリング施設には、独立行政法人肥飼料検査所が立入検査をしている。さらに、飼料の販売店、あるいは農家に対しては、都道府県が責任を持って検査を行っているといったチェック体制がとられているということでございます。

(パワーポイント9)

次に、BSE検査につきましてお話しいたしますが、この絵は、BSE検査の目的、対象、日本で行われているBSE検査について全体像を簡単にまとめたものですが、BSE検査には2つの種類、2つの目的がございます、1つは、先ほどいいました公衆衛生を目的としておりました、安全な牛肉を供給するために行われているもので、と畜場で行われているいわゆる全頭検査になります。

もう1つは、農場段階で行われている家畜衛生のための検査でございます、と畜場へ出荷されない、農場で事故などによって死んでしまう牛について、BSEにかかっていなかったかどうかということを検査するものでございます。こちらを一般的にサーベイランスとっておきまして、このサーベイランスには、これも先ほどのお話にもあったのですが、2つの目的がございます、まずその国に、日本の中にBSEが存在するのかどうかを確認する。それから、毎年毎年同じ方式で検査することによって、発生頭数がふえていくのか減っていくのかということを見ることによって、その国でとられているBSE対策が有効かどうかということを検証できる。そういった重要な目的がございます。

日本の場合は、全頭検査をと畜場でやり、さらに農場段階でも、24カ月齢以上すべての牛をやっておりますから、ほぼ完璧なサーベイランスのデータが得られているわけです。しかしながら、サーベイランスの考え方は、本来は適切な抽出、サンプリングによって行えば、その本来の目的は達することができると思われています。

検査法については、エライザ法という迅速診断法がございます、それで陽性になったものをウエスタンプロット法、ここにあるような幾つかの検査方法でやっております。

(パワーポイント10)

今申し上げましたサーベイランスの結果を表にまとめたものでございますが、昨年度(平

成 15 年度) までの 3 年間の数字をまとめたものです。ここに幾つかカテゴリーが分かれています。上にいくほどリスクが高いものということで、上から 3 つのものがサーベイランス目的で行われているものです。

その中で中枢神経症状、牛がふらふらしたような症状が B S E が最も疑われるのですが、もちろんこういった症状が出たからといって B S E だというわけではございません。ほかの病気もたくさんございます。こういったものについて検査をしております。B S E が発生したとき、この括弧内の数字が実はこれまで日本で見つかった B S E ですが、全部あわせると現在まで 11 頭います。それらと一緒に飼われていた牛についても検査をすることになっています。

あと、農場段階での死亡牛、これがサーベイランスでございます。その中で、現在までに 2 頭の B S E が見ついているということになります。

下の 2 段は、と畜場のいわゆる全頭検査でございます。何ら臨床症状を示さない健康牛の中からも、今まで 5 頭ほど B S E の陽性牛が見つっております。さらに、一部何らかの症状があったもの、と畜場の検査においてひっかかったものからも見ついているというデータを示してございます。

(パワーポイント 11)

この表は、主要国における B S E 対策の概要でございますが、日本とアメリカと E U を比べています。

上の方で B S E 検査でございますが、この表で大事なことは、まず日本と E U は、B S E 検査につきましては、かなり近い考え方をしております。違いは、いわゆる全頭検査の部分でございます。日本は考え方として 0 カ月齢以上、つまり、と畜場に持ち込まれた牛は月齢を問わずすべて検査をしています。E U の場合は、その検査を 30 カ月齢以上、国によってはこれを実質的に 24 カ月齢というふうに引き下げてやっておりますけれども、一定の月齢を区切って、その月齢以上の牛はすべてやっている。いずれにしても、一定の基準を設けて、それ以上のものはすべて検査するという意味で、日本と E U は非常に近い考え方をとっているといえると思います。サーベイランスの方はほぼ同じです。

それに対しまして、アメリカは、いわゆると畜場における検査はほとんどやっておりません。ここに 2 万頭とありますけれども、年間 3500 万頭ほどのと畜牛がいるわけですから、ほとんど無視できるような小さい数しかやっていない。それから、こちらがサーベイランスですが、ことし 6 月 1 日から強化されたサーベイランスを始めておりまして、1 年から

1年半かけてこの二十数万頭の検査をやるというしております。しかし、これも非常に少ない数でありまして、こういった点について、日米のワーキンググループでも議論しているのですが、こういったサーベイランスの体制はまだ不十分ではないかと私どもは考えているところです。

下の飼料規制についてですけれども、これもごらんいただければわかりますように、日本とEUはほぼ同じ措置をとっているのに対しまして、アメリカはここに がついています。すなわち、牛、羊などの反芻動物由来の肉骨粉を、もちろん牛にはさすがに与えてはいけないことになっているのですが、豚・鶏には与えてもいいとなっていて、ここが大きな違いです。日本の場合は、えさとして使えませんので、基本的にすべて焼却処分しておりますが、アメリカの場合は、こちらはだめだけれども、こちらへ使えるということで、肉骨粉は流通して使われている。したがって、心配としましては、そういう段階で交差汚染が起き得るのではないかという心配があるわけです。

(パワーポイント12)

これが、トレーサビリティ制度でございます。これにつきましても2つの段階に分けて考えられるのですが、まず生産段階は、牛の耳にこういった耳標をつけまして、10桁の個体識別番号をつけまして、生まれた後、個体ごとの番号を登録して、移動のたびに届出をして、と殺まで追いかけるというのが、この段階です。これは昨年12月1日から既に施行されておりまして、まさにBSE蔓延防止措置の一環として行われています。

もう1つは、流通段階でございます。これは実はことしの12月1日から完全に施行されるということで、今準備段階になりますけれども、と殺された枝肉の流通にあわせて、この番号が牛肉についていくということで、小売店とか一部のレストランなどでは、どの個体の牛肉が使われているかということを表示するといったことになっております。これは消費者の信頼確保の目的でやっているということでございます。

ご注意いただきたいのは、このトレーサビリティ制度は、BSEの蔓延防止として非常に重要な措置ではありますが、この仕組み自体が安全確保ということではないということです。万が一どこかでBSEが見つかったときに、それを速やかにさかのぼって原因究明をすることに非常に有効な措置だということがいえようかと思います。

(パワーポイント13)

この表が最後なのですが、今まで申し上げた措置全体をもう一回おさらいいたしますと、農林水産省が担当しております措置としては、輸入検疫制度が最も大事で、その次に、国

内での飼料の利用規制、この2つの侵入禁止マークがついておりますが、ここを遮断することによって、私どもとしては、最終的には、日本の国内からBSEという病気をなくすことが目的だと考えております。それをサポートする仕組みとして、と畜場での検査と死亡牛検査でサーベイランスを行い、さらに、トレーサビリティ制度をつくることによりまして、万が一病気が発生したときに、原因究明等を速やかにやるといったサポート体制も整えられているということをご説明いたしました。

あと、残りとはと畜場での全頭検査になりまして、これにつきましては厚生労働省さんの方からご説明をいただくこととなります。

私の方は以上です。(拍手)

司会 ありがとうございました。農林水産省、釘田様よりご説明をいただきました。

続きましては、厚生労働省、坂梨様によりましてご説明です。それでは、ご登壇いただきましょう。続きましては、厚生労働省、坂梨様です。よろしくお願いいたします。

2) 牛肉の安全対策

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係長

坂梨 栄二

厚生労働省監視安全課、坂梨と申します。よろしくお願いいたします。

(パワーポイント1)

牛肉の安全対策について、内容的には、今お話がありましたように、話的にダブる部分がありますので、早速進めたいと思います。

(パワーポイント2)

先ほども左の方にありますこのサイクルの話は出ていましたが、厚生労働省はちょうど真ん中にありますと畜場でのと殺・解体における食肉衛生検査所での検査が主な部分に当たるところでございます。

(パワーポイント3)

国産牛BSE確認まで、上の部分、平成8年、先ほどもご説明がありましたように、イギリスで大量発生したということがありまして、検査の部門としまして、と畜場法の検査をする対象となる疾病にBSEが指定されております。

(パワーポイント4)

平成13年10月18日に、と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査がスタートしたわけですが、それと同時に、特定部位、先ほどSRMという話があったと思うのですが、SRMの除去、焼却の義務づけがされておりますので、10月18日から全く同じように、全頭検査と、除去、焼却が始められているわけでございます。

(パワーポイント5)

こちらが、先ほどの厚生労働省の検査のところというお話の中の、検査の少し細かい図になっております。

食用としてと畜場に搬入される牛すべてについて、検査結果にかかわらず特定部位が除去、焼却されます。と畜場に搬入された場合に、と殺・解体されるわけですが、その工程の中で、頭部、脊髄、回腸遠位部が除去されまして、頭部について、説明がありましたように、延髄の門部というところを採材いたしまして、真ん中のところになりますが、BSEスクリーニング検査が行われます。スクリーニング検査は、要は、ふるい分けみた

いな形になると思うのですが、そこで検査がされて、陰性になった場合は食用として流通される。右の方に出ています。

左の方、陽性となった場合には、確認の検査をしましょうということで、ウエスタンブロット法、免疫組織化学検査という2つの方法を用いまして、確認検査を行います。その検査でいずれかが陽性であった場合、下のBSE専門家会議によりまして確定診断がなされた場合に、BSEと確定されるわけでございます。

この検査をしている間に、左の真ん中の辺に、「検査中のものはと畜場外への持ち出し禁止」と書いてあります。検査の間には、と畜された枝肉が食肉として流通というようなことは全くあり得ないわけでございます。

(パワーポイント6)

これが、今の検査の状況でございます。先ほどから何度もお話が出ていると思いますが、年度別にしてあります。平成13年度10月からということで、スタートは10月からですので、大体半分ぐらいの頭数になると思います。それから丸1年、丸1年、16年が現在7月末までに350万頭ということで、陽性の頭数が、下の方にありますけれども、最初の1例目、その後、検査によって、2、4、3。死亡牛1頭がこれにプラスされて、全部で11頭ということでございます。

(パワーポイント7)

これが、11頭すべての確認された年月日、出生年月日と月齢でございます。品種はホルスタイン種、性別が雌と去勢(雄)になります。8、9が23月齢と21月齢という形でございます。

(パワーポイント8)

今のを分布にしたものでございます。感染牛の出生年度別です。金子先生の話にありましたように、一番左、平成7年度、平成8年度と、平成13年度と、山が2つある。

(パワーポイント9)

これは、月齢の分布でございます。平成13年度に確認された月齢が、64、67、68カ月、平成14年度、73~83、平成15年度、94、95という分布になっております。平成15年度が、下の方に21、23と、分布にしてみたものでございます。

(パワーポイント10)

BSEの検査体制、何度もお話がありましたので、目的のところ、何度もいうようですが、日本は食肉の検査、アメリカの方はサーベイランス。サーベイランスは監視調査とい

うような趣旨でございます。

(パワーポイント11)

特定危険部位の範囲。一番左の方に、頭蓋、扁桃、脊髄と記載がありますが、これがSRMとして除去されているものです。日本では、全月齢の頭部、頭部の中に頭蓋、扁桃が入って、(舌・頬肉を除く)と書いてあるのですが、食用に供されるものの全月齢について、その左のものが除去されている。

各国は、それぞれの国の発生状況ですとかそういったものがございますので、ここに違いが少し出ているということでございます。

(パワーポイント12)

最後ですけれども、厚生労働省は輸入食品の関係の対策もございまして、BSE発生国からの牛由来製品の輸入停止。現在、対象国となっているのが、そこにあります24カ国ということでございます。

非常に速い説明で申しわけございませんが、ありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

それでは、ここで5分間の休憩をとらせていただきます。14時20分からパネルディスカッションを始めますので、どうぞそれまでにはお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

休 憩

(5) パネルディスカッション

司会 それでは、パネルディスカッションを始めます。

まず、コーディネーター及びパネリストの皆様方をご紹介申し上げます。

本日のパネルディスカッションのコーディネーターを務めます中村靖彦食品安全委員会委員です。

続いて、パネリストをご紹介申し上げます。

皆様方から向かって中村委員の右隣から、金子清俊プリオン専門調査会座長代理です。

続いて、海津澄子企画専門調査会専門委員。海津様は公募による専門委員であり、フードコーディネーターとして活躍されています。

続いて、飯田秀男全大阪消費者団体連絡会事務局長です。

足立梅則兵庫丹但酪農農業協同組合副組合長です。

加藤一隆社団法人日本フードサービス協会専務理事です。

また、本日、壇上にはおられません、食品安全委員会委員の見上 彪委員。

そして、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会の関澤 純座長にもご参加いただいております。

そして、アドバイザーとして、皆様方から向かって中村委員の左隣から、松本義幸厚生労働省大臣官房参事官です。

続いて、姫田 尚農林水産省消費・安全局消費者情報官です。

以上の皆様方でございます。

それでは、中村委員、よろしく願いいたします。

中村 これまで、東京でもこういった形の意見交換会を開いてまいりました。ただ、そのスタイルが少しずつ違っておりまして、かなり多くの場合、意見を述べられる方が非常に大勢で、各方面の方においでいただいてご意見を述べていただくという形が非常に多かったです。

ただ、こういう形ですと、やはりお1人のご発言の時間が7分とか、限られてしまいまして、また、お互いのやりとりもなかなかやりにくいというような事情もありました。今回、大阪でこの意見交換会を開くに当たって、議論の密度を少し高めるといふか、ある方がご意見を述べられたら、じゃ、それについてはどう思われるかというようなことを、私がやりとりの中に入って、お互いの意見交換を密度濃くやっていこうと考えたのが、今回のスタイルでございます。

さはさりながら、会場の皆さんも大変ご関心を持って大勢お集まりでいらっしゃいますので、この話し合いの後半に、会場の皆様方からもご意見なりご質問をいただくことにしておりますので、そのときはひとつよろしく願いをいたします。

先ほどから「国内のBSE対策」というふうな言葉が何回も出てまいりますが、一方で、アメリカからの牛肉の輸入がとまっておりまして、これについて多くの方が関心を持っているのは事実です。私は、この食品安全委員会が、先ほど金子先生がご紹介くださった報告書をまとめて、今まだたたき台の段階ですけれども、これがまとまった段階であっても、ここからさらに輸入がどうこうという話は、また1つ、次のステップになるものだと実は

思っています。

ですから、一部に、例えば新聞とか何かで、食品安全委員会はアメリカ産牛肉輸入のお先棒を担っているのではないかとか、露払いをしているのではないかというような意見が出るのを時々見るんですけども、それは私は当たらないと思っております。そういうようなことを含めて、先ほどから何人かのご説明の方が、国内の検証であることを強調しておられるということを、ここで私もさらに追加してお話をしたいと思っております。

それでは、早速話し合いに入りたいと思いますが、最初に、1人1人どんな方かということ、先ほど司会の方からちょっとご紹介がありましたが、どんな声をしているんだろうというようなことも、こういう場合には関心があることでございまして、そういったことも含めて、今、BSE問題についてどんなことを考えておられるか、どんなことに関心を持っているかということ、本当に短い時間で結構でございますので、お1人ずつ伺いしていきたいと思えます。

私の一番離れたところから。金子さんは今、大分長くお話しされたので、最後になるようにしてあります。加藤さんからひとつお願いします。

加藤 私、外食産業の業界団体で、社団法人日本フードサービス協会の加藤でございます。よろしくお願いたします。

外食産業界を代表して、きょう、パネルに参加させていただきました。そういう意味で、先ほど中村先生から、輸入の問題とは若干距離を置いて、きょうのパネルは国内措置に関する意見交換ということになるわけでございますけれども、やはり私も業界、輸入禁止措置が発動してからきょうでおよそ8カ月が過ぎようとしておりますけれども、外食産業のマーケット全体の中で、特に輸入牛肉の占めるファーストフード部門や焼肉チェーンの売り上げが大きく落ち込んで、市場全体としての冷え込みは大きなものがあります。

その中で、動物たんぱくの供給源として大きな役割を果たした米国产輸入牛肉のマーケットは、国産あるいは欧州産、ニュージーランド産によって食材転換されることなく、その穴は大きくあいているわけですし、そういうことが国民の食生活や国内の畜産の生産流通、外食の消費等々について大きな影響を及ぼしていることは事実であります。

そういうことの中から、私もこのBSE問題、最近では頻繁に行われるようになりました食品安全委員会を中心とするリスクコミュニケーションに大きな関心を持って参加しているわけです。そういう意味で、きょうの会議におきましては、私も、既に国産BSEが発生したときも、また米国产のBSEが発生したときも、もともと牛肉は安全で

すという大臣のコメントがありましたように、乳製品も牛肉も安心して召し上がれるというふうな視点があったわけですが、それがこのリスクコミュニケーションの中で完全に出現していくように、積極的に参画していきたいという視点を持っております。

そういう意味で、本日は、世界的に既に認知された基準であると認識しております B S E 対策とは、牛の B S E 蔓延を防ぐためのフィードバン、肉骨粉の禁止と、人への感染防止の S R M (特定危険部位) の完全除去の 2 つ、そして、サーベイランスこそが、最大で最も重要なことであるということ認識した上で、発言をしていきたいなと思っております。

中村 ありがとうございます。

それでは、今度は農業生産者のお立場で、足立さん、お願いします。

足立 皆さん、こんにちは。私は、兵庫県の中央東部、京都側になるのですが、そこに氷上郡というところがあるのです。そこで大学卒業以来 30 年、この道一筋で酪農経営を行っております。現在の総頭数は 70 頭で、日々牛乳を絞り、私たちの組合で抱えておりますプラントで牛乳を加工し、消費者の皆さんにお届けするという活動を行っております。

ご承知のように、広島で発生しました西日本初の B S E の牛の生産地は、私たちの組合兵庫丹但酪農の管内の、それも私の友人でございました。私たち酪農家は、飼料会社から供給されるえさを何の疑いもなく供給し、自給飼料を生産し、その中で営々と酪農経営を続けてきたわけでございます。安全とか安心には強い関心を持って生産はしているわけではございますが、私たち経営者の手の届かないところでその原因が降りかかってくる。まさに生産者そのものは非常に大きな被害者であるというような意識を持っております。先ほど名簿を見せていただいたら、きょうご参加の皆さんの中にも、生産者の方が非常に少ないというのは、やっぱりそこらが大きく原因しているのではないかと心得ております。

私たちの組合のように、プラントを持ちながら、酪農家とともに生きている小さな組合にとりましては、B S E もそうでしたし、また、鳥インフルエンザもそうでした。風評被害を非常に厳しく受けてまいりました。そういうことで、酪農家の経営も厳しくなるし、組合の経営も厳しくなるというような現実の中で、酪農経営を続けております。

この B S E につきましては、私たちは、意識してそういうものを供給した覚えもありませんし、これからもそういうことはないと思います。だから、その原因究明の徹底と、生産者が非常に厳しい状況に置かれることのないように完全な排除をお願いしたいというのが、今の生産者としての気持ちでございます。

中村 ありがとうございます。酪農をやっているんですけども、ご承知と思いますが、BSEが出る確率は、肉牛よりは乳牛の方が圧倒的に多いんですね。イギリスでもそうだし、フランスでもそうです。それは乳牛の方が長生きするから、簡単な話なんです。ですから、先ほどから牛肉の安全対策についてとか、そんなふうなご説明もありましたけれども、足立さんには、ひとつ農業者全体として、いろんなお友達なんかから情報も入っていると思いますので、ご発言をいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、飯田さん、お願いいたします。

飯田 飯田と申します。大阪消団連と略称しますが、大阪府内の団体によって構成された消費者団体です。ことしで32年目を迎えます。事務局長という職務は私で3代目になるという歴史を持っております。

私、いろんな議論を伺っております、3つ申し上げたいと思います。

1つは、BSEという感染症の病気、あるいはハザードは、まだまだ未解明の部分がたくさんあるということだと思います。人におきまして、牛におきまして、長期の潜伏期間がございます。その意味では、予防策は慎重になさなければいけないと思います。

2点目が、3年前から行われています政府による飼料規制とか全頭検査、あるいはSRMの除去、トレーサビリティのシステムの確立、こういった安全・安心を確保する上での措置は、やっぱり国民の信頼を得てきたと私は思っております。

3番目ですが、最近のこの議論ですが、私は、日本とアメリカのリスク評価、リスク管理の議論は、それぞれ分けて行う必要があると思います。新聞、あるいはこういう意見交換会とかいうところに出ますと、それが渾然一体となって議論されているという傾向があるのではないかなと思っています。そこは中村さんの方からもいわれましたけれども、分けて議論することが必要ではないかなと思っています。

以上です。

中村 ありがとうございます。

それでは、海津さん、どうぞ。

海津 フードコーディネーターをしております海津と申します。よろしく申し上げます。

私は、去年、食品安全委員会の方から公募で委員を募集したときに、ちょうどこのBSEの問題なんかがすごく大きくなっていった時期でもありましたので、食品の安全って一体どういうふうに東京の方で、政府の人たちで話し合われているのかということをもっと

深く加わって知ってみたいなと思って、応募しました。

その実際のお話にかかわってみて、たくさんの人々が緻密に検討を重ねているんだなということを私としては理解したんですけれども、直接お話をする消費者の方々との間で、いまいち話の齟齬が、うまくかみ合わない部分があるのです。その部分をどうやったら埋めていくことができるのかな、何か私にもできることはないのかなと、ふだんは考えているのです。

フードコーディネーターとして思った場合は、現在のBSEでしたら、BSE問題が発生したときに、消費者の方が牛肉を一斉に拒否されて全然買わないとか、どんなに安全ですよといっても、食べるものから除外してしまった時期がありましたね。その後、ちゃんとした検査が確立して、安全だよといわれたので、皆さんが牛肉に戻ってきたと思ったところで、去年の年末、またアメリカの方でBSEが発生したというので、みんながそっぽを向くかなと思ったら、実は消費者の方は案外冷静で、アメリカの牛肉はもう入ってこないんでしょう、じゃ、かえて肉は安全だよなんていって食べているんですけれども、外食産業の方で安い牛肉が手に入らなくなっちゃったりという状態がありますね。

そういったBSEということに、結局、消費者は情報に振り回されている。自分たちで上手に選択している部分はあるんだけど、やっぱりまだ足りていない部分があると思うので、そのところをうまくつなげていくのが、今後の食品安全委員会の使命じゃないかなと思っております。

中村 ありがとうございます。お1人ずつ、今の関心事についてお話をいただきました。今の消費者とのコミュニケーションということでは、やっぱり海津さんがおっしゃったように、例えば2001年9月の発生のおき以来、多くの県で、学校給食に牛肉は使わないと決めたとはいえども、それがほとんど回復したのです。ほんの一部ですけれども、東京もたしかそうだと思うのですが、まだ学校給食に牛肉を使わないというところがあるんですね。安全・安心についての情報がこれだけ流れていても、なかなかそこが徹底しないというのが、私は、コミュニケーションの難しさではないかと思っています。

中村 これから各論に入ってお話をしていきたいと思います。

先ほど金子さんにご説明いただいた国内のBSEについての検証作業ですけれども、時間が大変短くてちょっと駆け足になってしまって申しわけなかったのですが、皆さんのところには資料が既に事前に届けられていると思います。今「たたき台」の段階ですけれど

も、この中でどの点に一番関心があるか、関心を持ってごらんになったか、1つでも2つでも結構ですけれども、伺っていきたいと思います。そして、それをもとにして少し議論をしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。どなたからでも結構でございますが、またさっきと同じみたいになっちゃうけれども、加藤さん、よろしいですか。

加藤 私自身は、この「たたき台」の中で、食品安全委員会の試算で出されております今後我が国の全人口の将来にわたるv C J D (変異型ヤコブ病)の発症数が0.1~0.9人と推定されると明示されていることは、非常に意味深いものと思っております。しかしながら、この数字ですけれども、最悪のケースの推定値でありまして、その計算の前提では、英国で最大5000人のv C J D患者が出ることも試算にあるわけです。この5000人の数字は余りにも大きく、あり得ない数字ではないかと思っております。

と申しますのは、イギリスの患者は現在までで147名、また、ことしの7月5日までで3名で、多くても6名程度といわれています。また、日本では牛の脳を食べる習慣はなく、機械回収肉といわれているAMRの生産もありません。現在、SRMの除去は行っています。こういう中からのデータとして、この0.1~0.9からスタートして、プリオン専門調査会の吉川教授は、イギリスのデータをもとに、0.06人という推定を出す。また、唐木東大名誉教授は0.04人という推定をされていますが、いずれにしてもこの0.1~0.9は考え得る最大値を示したものでありまして、現実には、これよりはるかに2桁も3桁も低い数字であると考えられると考えています。

そういう意味では、日本のv C J Dの発生リスクはほぼゼロといえることを、この委員会での試算が明らかにしたということの評価したいと思っております。

中村 わかりました。この点については、少し後でまた議論をしたいと思いますが、今の時点でこの数字について、どなたかご意見ありますか。

飯田 先ほども申し上げましたが、やはりこの試算をされた前提が、いろんな不確定要素を含んでいるものだと考えております。そういうことから、幾つかの仮定条件のもとで算出をすることになっていまして、それが大きいのか小さいのか、そういう判断をするのは、僕は、まだ科学的な知見が出そろったというふうにはいえないのではないかと思います。

中村 ちょっと時期尚早ではないかということですか。では、この話を少しやりましょう。海津さん、どうですか。

海津 私は、どちらかという今おっしゃった意見の方に近くて、ある程度の数字が出

たのは大変有意義なことではあると思うんですけども、まだ現段階では、かなり不確定要素が多いので、まだこれが確定の数字であるとはいえない。もちろんいつはおりませんけれども、全然いえないのではないかなというふうには思っております。

中村 金子さん、たしかプリオン専門調査会でも、今のようなご意見も出たんですね。

金子 そうです。今、後半お2人の方がいわれたような意見も当然出ましたし、数字がひとり歩きするのではないかと。先ほどのスライドの最後のところにもお示したと思うんですけども、そういう危惧を皆さん抱いておられて、今この時点に数字を出すことの意義はあるか、それに対する危惧はかなり強かったです。

ただ、逆にいうと、そうじゃないとすると、例えば極めて少ないとか、あるいは非常に定性的なあいまいな言い方しかできない。私たちは専門家の集団ですし、でき得る限り数で、定量的にやろうということで、たたき台としては一応数字を出した方がいいだろうということで、数字を出した。今、いろんな方々のご意見を伺って、これは多いとか少ないとか、今出すべきではないというご意見を伺っているというふうに考えていただきたい。ただ、私たち、基本的には、あくまでも科学的になるべく定量化したい、定量化すべきだろうという使命を持っていると考えております。

中村 加藤さん、今のやりとりをお聞きになって、いかがですか。

加藤 ひとり歩きするとか、そういうことのレポートやお話があったことも十分に踏まえた上で、私は、そういう意味で、プリオン専門調査会の中でも、諸先生が幾つかの数字を出している。それが0.1~0.9の推定という明示が出ましたけれども、その前にほかの学者先生からも、0.04とか、0.06というのが出ているわけです。これもいずれもちゃんとした仮定を立てているわけです。その仮定は、統計的に極めて科学的な判断に基づいたものである。これが科学的な分析ではないかと思えます。

そういう意味で、そういう前提もきちんと説明した上で、感染リスクがほぼゼロに等しいということを判断、あるいは解説することが重要ではないかなと思っております。

飯田 1以下であるならば、私たちは何でこういうことをしているのでしょうか、あるいは、政府のいろんな措置はやめたらいいのではないかという極論だって出てくるのではないかと私は思うのです。だから、そこは今の条件のもとで判断をしましてはいいけない。やっぱり僕は、今の条件のもとで判断をすることは将来に禍根を残すんだと思わざるを得ないと思えます。

中村 わかりました。今のようなご意見は、まだこのプリオン専門調査会も「たたき台」

の段階で、これから報告書にまとめていくわけですから、その過程であるいはご参考にさせていただきます部分があるかと思います。

中村 では、変異型ヤコブ病はちょっとおきまして、そのほかに、この「たたき台」でご関心があった部分について伺いたいと思いますが、足立さんはどこかございましたか。

足立 私は、やっぱりBSEの農家での発生に非常に関心があるのですけれども、11例のうち、若齢、21カ月、23カ月の牛の出生した平成13年、前のと全然違う事例が2つあることについて非常に関心があるのです。といいますのは、飼料規制もすいっと行われた。その後にああいう事例が出てきた。農家は何を信じてやっていったらいいのかな。恐らく原因といわれている肉骨粉の混入とかそういうものがあつたとすれば、やっぱりその時点でもあつたのかな。その牛は、私たち搾乳農家の間では、2産、3産の現役の一番仕事をする牛で、たくさん残っているわけですね。そういう牛から、そういう可能性があるというのは、経営的にも精神的にも非常に辛い状態にある。あれは何だったのかなというあたりのことを、もう一遍聞きたいなという思いはあります。

中村 飯田さんはどうでしょうか。今の若齢、若い牛ですね。

飯田 先ほどの説明でも、可能性の一番高いのが飼料の交差汚染ではないかということだったのですが、おっしゃったように、飼料規制が始まった以降に発生した。これは可能性が高い順番で見ると交差汚染ということになるのでしょうかけれども、それとは断定できないのだという報告もございました。そういう意味で、まだ知見が解明できていない、その途上であるんだということの1つの例として考える必要があるのではないかと思います。

中村 肉骨粉を完全に規制してから生まれた牛にBSEが出たのは、日本だけではなくて、たしかイギリスなんかでもあるのですね。ですから、そこで交差汚染などというもまた面倒くさいですけれども、牛用のえさと、それ以外の用途のえさがどこかでまざっちゃって、本来牛には与えられるべきではなかった肉骨粉が、ほかの用途のものとラインがどこかで交差しちゃってまざったというような意味で、交差汚染といっているわけですが、海津さんはどんなふうにお考えになりますか。

海津 若齢牛の症例が発生したときの私の心境としては、一体政府の飼料の制限とかそういうものはどうなっているんだろうという不信感が、まず立ってしまったのです。当然現場できちんに行われているだろうなとは思いますが、そんなふうには交差汚染の可能性とかが否定し切れないのであれば、全面的にそういうのはやめなきゃいけないよ

などそのとき思ったのです。そのところが、交差汚染だったのかもという段階で終わっている現状では、やはり畜産にかかわっておられる方の心配は尽きることはなくて、現在生きていても、将来それをと殺したときに、それがBSEでしたといわれたら、その打撃はかなり大きいものだと思うのです。その原因は、たった2頭のことではあるけれども、もうちょっと突っ込んで見てもいいんじゃないのかなと思いますけれども。

中村 これはえさの問題ですから、農林水産省に伺いたいと思いますけれども、日本では、先ほどご説明があったように、とにかくすべての肉骨粉は家畜には与えないということにしたのですね。そこがどうしてまざっちゃうのか。そういうところの非常に素朴な疑問がありますけれども、いかがですか。

姫田 イギリスでBSEが発生して以来、いわゆる牛の肉骨粉の牛への給与は禁止してきたんですけれども、不幸にして平成13年に起こってしまった。その後、やはり強化しないといけないということで、法律にして、先ほども釘田の方からご説明いたしましたように、えさになる前の肉骨粉の段階で全部焼却してしまおうということ、ほかの豚とか鶏の肉骨粉を含めて、牛への給与をとめようということ、牛の肉骨粉はほかのすべての動物に給与をとめようというようなことで、いわゆる交差汚染対策をとってきたわけです。

その後の21カ月齢、23カ月齢ということについては、むしろこれからの食品安全委員会の先生方のきちとした位置づけということについて評価をいただくことが必要だと思っておりますし、また、それ以外に、我々としては、先ほど釘田からお話しさせていただいたように、来年3月には、豚・鶏のえさをつくる工場と牛のえさをつくる工場は、全く違う工場になってしまう。

今現在でも、クリーニングとって、鶏の肉骨粉を使って豚・鶏のえさをつくった場合は、その後、肉骨粉を使わない、牛にはやらないえさを流して、物理的に肉骨粉が出てこない状況になってから、牛のえさをつくるということも一部やっております。それも来年の4月にはなくなってしまうということで、徹底して交差汚染対策をやっていこうというのが、今、我々の考え方でございます。

中村 金子さん、今21カ月齢と23カ月齢の牛についての評価。一部の学者の方から、この牛は本当にBSEと判定していいのかどうかというような意見も出ているわけですが、金子さんはどういうふうにお考えになりますか。

金子 私の意見を申し上げていいんでしょうか。あのデータを極めて公正に見る限りは、BSEを否定することはできないです。ですから、特に科学的に、例えば論文を書く場合

には、だれが見ても、99.9%の方が納得できるデータを出さなくては、科学的にBSEとはいえないかもしれませんが、それでもあのデータはBSEを強く疑わせる。最終的には、感染させられることができるかどうかということが一番重要になってくるわけですが、あのバンドのパターンは、私がかつて見た中で考えても、これはほぼ間違いないと思います。

それと、もう1つは、やはり食品に関することですので、灰色というかわからないときは、最悪のケースを考えて対策をとるべきだ。科学的な評価と別にしても、やはりそういう点からあれをBSEと考えて対策をとっている点は、僕は極めて妥当だと思います。

もう1例、23カ月齢の方はいわゆる非定型例だ。21カ月齢の方はバンドのパターンが今までと同じだけれども、23カ月齢の方はちょっと違うという点が問題になっていると思うのですが、あれも出ているバンドの性質そのものは、やはりBSEを強く疑わせますし、バンドのパターンが違うということは、イタリアやほかの国から報告が出ている、脳のプリオンがたまる部位がちょっと違うタイプと共通しているという点もやはり事実ですので、2例とも、現時点では、科学的に考えても、BSEを否定するものは何もないと思います。

中村 えさの交差汚染といいますか、どこかでまざっちゃう心配があるということについては、先ほど農林水産省の姫田さんの方から、今でもそれはかなりきちんと峻別するようになっているし、さらに、この後、そのラインが本当に建物も分けて製造が行われるような形できちんと分けられるはずだというような話でありましたので、その点は、この先はかなり安心ではないかと思います。

金子 済みません、その若齢牛の話ですが、1点ちょっと追加させていただきたいのは、先ほども申し上げたのですが、ただ、例えばほかの明らかに検出できる牛とはやはり違うことも事実なのです。というのは、ウエスタンブロットというバンドが出るかどうかを見る検査でやると、1/500とか1/1000とか、かなり薄いのです。年が若いから当然といえば当然ですけれども、本当に人の健康に危害を加える感染力の強さからすると、ほかの牛と全く同等ではない。それも事実だという点は忘れてはいけないと思います。量的な問題を忘れてはいけません。プラスかマイナスかということではなくて、強さがそこには存在するということは、やはり忘れてはいけないと思います。

中村 加藤さん、この問題に何かございますか。

加藤 若齢牛の症例の問題が議論されていますが、それは私ども自身、いろいろお話を伺っている中で、今、最後に金子先生がおっしゃいましたように、また食品安全委員会の

プリオン専門調査会で品川先生がおっしゃっていますように、21カ月及び23カ月齢のプリオン蓄積量が、通常のBSE感染牛の1/500から1/1000であったということをはっきりおっしゃっていますし、その数字は、私どもの理解では、拙い理解ですけれども、vCJD発生リスクはさらに1/500から1/1000小さくなることではないかと思っています。

そうなりますと、やはりこの症例の問題は、むしろ牛肉の安全性の問題、安全対策の事例として深めることではなくて、交差汚染の問題とかそういう原因究明はいいと思いますが、いずれにしてもBSEの専門的な研究を続ける対象であるけれども、しかしながら、必要以上にこのことにこだわって、安全対策を求める対象ではないのではないかという気がします。つまり、具体的に若齢牛の持っているリスクの大きさをちゃんと見詰めてみるといいですか、それについての勉強をしてみる。あるいは、その説明を国民が受けとめることが大事じゃないかなと思っています。

飯田 何回も済みません。そのお話なんですけれども、1/500から1/1000であるということは、30月齢以上の初めに見つかった感染牛との比較でそうなのであって、リスクが低いということとはまた別の話なのではないかと私は思います。この「たたき台修正案」にありますように、極めて微量に摂取したときにでも感染はしていくわけですから、そこはちょっと誤解のないようにすべきではないかと思っています。

中村 金子さん、ご意見が分かれてなかなか難しいですね。

加藤 今の話ですけれども、僕は、リスクの大小は、同じ基準、同じ手法で判断すべきものだと思う。ところが、若齢牛に関しては、基本的には、先ほどの検査法を含めて、いろんな抗体の問題や抽出の問題、そういうことについては、やはり擬似陽性が出ましたから、それをバンドで測定するまでのプロセスの中には、ほかの症例と違った検査方法なり検査のプロセスがあったのではないかと僕は聞いているんですけれども、そういう意味では、やはり同じレベルでリスクの評価をすることが大事じゃないかなと僕は思いますから、そういうことをいった。ですから、そういう意味では、研究対象としてはこれを深めることはいいんですけれども、安全対策の症例としてはちょっとわきに置いておいて、そういう意味でこそ、6カ月ぐらい待つのですか、そういう検査結果が出るようだけれども、それもまた重要なことだと思っています。

中村 金子さん、先ほどのお話にちょっと補足していただくと。

金子 それはお2方とも非常に論理的で間違っていないと思うのです。ただ、この21カ月齢、23カ月齢に余り脚光を浴びせてしまってはちょっと違うというのは、実はそうい

う話になりますと、例えば何カ月齢から症状が出るとか、検出できるとかという話になりますけれども、では、18万頭の英国で、あれだけ母集団が多いわけですから、一番早く症状が出た牛はどのぐらいかというデータがあるわけですね。そうすると、それはかなり高濃度のものかもしれませんが、20カ月齢で症状が出ている牛もいるわけですね。ただ、それは1頭です。18万何千頭のうちの1なわけですね。

例えばヨーロッパの考え方は、そのリスクを定量的に考えているわけですね。それをすべて排除するという考えには立っていないのです。イギリスも、すべてのEU諸国、24カ月齢以上にしている国ですら、やはりそれを認識した上で、あくまでも定量的にリスクを評価して、最大どこまでという設定をしている。それはすべての国が当然知っているわけですから、全部を排除しようという立場に立つのであれば、当然20カ月とか18カ月という設定をするはずなんです。そういうのは、もちろんそうすとかしないとかいう話はありませんけれども、欧州はそういう考え方に基づいた対策を立てているということも事実ですね。

中村 わかりました。この件はよろしいですか。最初に問題を提起されたのは足立さんですけれども、今いろんな議論をお聞きになって、ご感想はありますか。

足立 VCJDの問題は確かにいろいろ議論されている。私もよくわかりませんが、農家でBSEが発生するか発生せぬかというのは、全頭検査という今の体制の中で、たとえそれが21カ月であろうと20カ月だろうと、発生したら発生したというリスクは、農家はきっちりと背負わなければならない。その点だけはきちっと理解してほしいな。人への感染のリスク云々、それも一番大事な問題だと思うんですけども、農家の経営の中でBSEが発生したというリスクは、何ば月齢が若らうと、年とっておらうと、平成13年前後に生まれた牛が、今度それこそ70カ月、80カ月になったときに、同じリスクを背負っているのだったら、検査結果として非常に高い確率で出る確率はあるのかもしれない。そういうリスクは農家はきちっと背負っているんやということだけは、やっぱり理解してほしいなと思います。

中村 わかりました。それは農業者のお立場として当然のお気持ちだろうと思います。

中村 とりあえずこの若い牛の件は、後でまた何か必要があれば出てくることあるかもしれませんが、ひとまず終えて、今度、飯田さんに伺いますが、飯田さんは、先ほどの「たたき台」の中でどんな点が一番ご関心を引かれたでしょうか。

飯田 まず、どこまで知見が明らかになっているのか、今、知見の研究途上のものがどういうものなのか、あるいは、ほとんど解明できない見込みのものが何なのか。そういうことがもう少し区分をされて、消費者でも議論ができるような整理の仕方が必要なのではないのかなとちょっと思いました。

今、検出限界の問題もそういうことなんですが、具体的なところでいうと、例えばSRM除去のリスク低減の問題をどう考えるのかということも、私が伺っている範囲でいいますと、外食産業の皆さんは、SRM除去で安全対策は十分できるんだとおっしゃいますし、いや、そうではないんだという意見もあるわけで、そこは少しディスカッションしてもおもしろいのではないかなと思います。

中村 先におっしゃった知見が明らかでない。その知見というのは、主としてどの部分の知見ですか。

飯田 どの部分というよりも、私、「たたき台」をずっと読んでいて、現時点ではこういうふうなことに可能性が一番高い、あるいはこういうことがいえると表現されているのですが、しかし、それがすべてではないという表現が随所に出てくるわけですね。ですから、どこの箇所というよりも、そういう1つの書き方になっているわけですが、そこはもうちょっと整理の仕方を考えた方がいいのではないかなと思います。

中村 それは何となくわかるような気がするの、やっぱり科学者がお書きになっているものですから、さっき金子さんもちょっとおっしゃいましたけれども、断定しにくいんですね。私も、自然科学者ではない、理科系ではないものですから、そういう点では、やっぱり多少同じような意識を持つんです。この辺は金子さんにしか伺う方がいないんですけれども。

金子 全くそのとおりだと思います。私自身もあれを見たときに、同じ感想を抱きました。ですから、1つは、やはり「わからない」の羅列だと、じゃ、何もわからないじゃないかと報告書自体の信頼性にかかわるといふ懸念もあるんですね。ですから、僕は、さっき何度もどのように申し上げたのは、ここは确实だけれども、ほんのわずかなものがわからないとか、やはり定量的な要素をもう少し加えた方がいいという点と、あの報告書は実際に一般の方々には難しいというか、ほとんど理解ができにくいところが多いので、私、あるときに申し上げたんですけれども、簡単にわかりやすいバージョンを是非作るべきだろう。それには、専門調査会の科学者だけではなくて、是非ここにおられるような受け手側の方を交えて作った方がいいのではないかなと私も思いますし、SRMの点につ

いても、あいまいである点、私、実はそれもある会で、あるときに指摘しましたけれども、その2つの立場の考え方があるという点については、現状そうだとすることを明記すべきではないか。ですから、その辺は私たちも十分認識してやっているつもりです。

中村 加藤さん、どうですか。

加藤 今の点ですけれども、SRMのことについてわからないことが多い。8月18日に東京で行われた意見交換会でも、SRMはさらにふえるのではないかと質問があったときに、品川先生が、新たにSRMが見つかる可能性はあるということの回答をされたわけですけれども、私どもとしては、こういう回答をいただくと、今のお話のように大変不安になりますね。なぜならば、わかっているSRMということで、きょうの金子先生のお話にもありましたように、異常プリオン蓄積量の99%以上が除去される。仮に新しいSRMが見つかって、その異常プリオン蓄積量は約1%未満ですから、そのところで、きょう先生は、今の検査法の感度以下であるからここに「不明」ということが書いてあるので、その不明というのは、わずかな感染力があるか否かが不明だというふうな解説をちゃんとしていただきましたけれども、新たなSRMが見つかる可能性があるとしても、それによって得られるリスクはどれくらいの量なのか。そのリスクの大小といいますが、そういうものははっきりと説明するのが、僕は正しいリスクコミュニケーションではないかと思うのです。

よくいわれていますのは、リスク・イコール・ハザードではない。ハザードに危険度合いであるところの量的なものや頻度、そういう確率を掛けたものが真実の危険度として出てくるものではないかと私は思うんですけれども、その辺のリスクの計算方法について、金子先生、もう一度教えていただきたいと思うんです。

中村 計算方法は、先ほどの変異型ヤコブ病ではなくて？

加藤 いえ、違います。SRMがまだまだこれから出てきますよというような。

中村 特定部位の、そのあれですか。

加藤 そういう問題について、僕は、これからSRMの部位が仮に見つかるとしても、それによって発生する感染リスクはこれくらいだということの数字をいう中で、説明すべきじゃないかと思うのです。なぜならば、ここのレポートにありますように、SRMを食物連鎖から排除できれば、vCJDリスクのほとんどは低減。99%以上が従来のSRMに集中していると出ていますから、そういう意味では、残りの1%未満のところはわからないという問題が解説されているんじゃないかと思っていますけれども、そうであるならば、

そういう数字に基づく説明が必要ではないか。

金子 今のお答えは非常に難しいので、例を2つぐらい挙げてお話ししたいと思います。

例えば肉の問題です。肉は感染力はないというところに分類されています。その一方で、例えば昨年、羊のスクレイピーで肉の中にあるリンパ組織のところに感染性があったという報告があった。もう1つは、人の変異型ではない、別の最もありふれたタイプの孤発型CJDの筋肉に感染力があったという論文が2つあるのです。もう1つ、ネズミでもそういうのがあったという話はあることはあるのです。

ただし、それは脳に物すごく高濃度にプリオンがたまった状態で、脳の1/5000とか1/1万といった非常に微量なものがあるかどうかを見ているのです。ですから、何度もいいますけれども、例えば脳と同じような非常に高濃度のものがSRMとしてボンと追加されるわけではなくて、オーダーの少ない、非常にかすかな微量なものがあるかどうかを、より念を入れて、今、皆さんで調べている。これから大筋について大きく変わることはないだろう。

それでも私たちは慎重に「ないだろうと思います」といわざるを得ないのです。99.9%であっても、100%でない限り断言してはいけないという習性が私たちにはあるのですね。そのところがいろんな誤解を招く、コミュニケーションが足りなくなってしまうところになるのだろう。ですから、何度も申しますけれども、こういったものをまとめるに際しては、そういった1つの言葉しか知らない私たちだけでまとめるはやっぱりだめで、事務局の方も結局は同じ仲間なので、科学的な考えで科学的な話をされますから、そうじゃない方々を交えて、それこそ関澤座長がいらっしゃいますけれども、コミュニケーションが大事になってきて、むしろリスクコミュニケーション専門調査会とプリオン専門調査会と一緒にまとめるとか、いろんなことを考えた方がいいのかなと思います。

飯田 SRM除去の問題は、私もリスクの低減に役立っていると思います。ただし、この話がいつの間にかリスクの排除になっていると読みかえてしまっている人もいないか。これは低減であって、リスクの排除ではないというのが、今の状態だと私は思うのです。

その理由は2つあって、その1つは、今、金子先生がおっしゃったことです。2つ目は、SRMの除去というのは私たちは言葉でいえますけれども、実際の現場で除去をする作業は、除去しました、だから、それは一切二分されましたと考えてしまいがちだと思うのです。しかし、実際の現場の解体作業はそういうものではない。私たちの技術では、除去の

仕方によって飛び散ってしまったり、汚染を拡大することもまだ完全には防げない状態にあるということも知らなきゃいけないと思うのです。

言葉でもって、除去します、規制して禁止をしました、だから、あしたからそれは2つに分かれてまじらないんですというふうに受け取りがちなんですけれども、実際はそうではない。人間がやることだということも、やっぱり加味しなきゃいけない。そういうことも含めて議論をしなきゃいけないと思います。

中村 と畜場の中の作業が、説明はきちんと行われるけれども、必ずしも実態は、まだいろいろ問題があるのではないかと。よくいわれるピッシングという作業があります。BSE関係は横文字とか科学的な言葉とかやたらに出てきて、本当に面倒くさいんですけれども、ピッシングというのは、牛が気絶した後、突如として暴れ出したりしないように、ちょっと残酷な話で申しわけないのですが、ワイヤーを首の後ろのところへ刺して、二度と暴れないような形にするというやり方で、ヨーロッパでは、もうこれはやってはいけません。日本でも、指導は、これはやらない方がいいということになっているのですけれども、必ずしも徹底していないというところもあるようです。

その辺も、含めて、松本さん、いかがでしょうか。

松本 ピッシングの状況につきましては、BSE対策をやり始めて以降、全国100ちょっとのと殺場がありますけれども、それぞれそこでどのようにやっているかということで調査をし、かつ、ピッシングの方については極力しないようにということでやっております。いろんなと殺場が、対策をとり始めたからといっていきなり設備等が広がるわけでもないとかいうこともあって、実際ピッシングを除去したところで、ちょうどカエルの実験で、カエルは死んでいるんだけど脚がピクッと動くことがあります、ああいう状況で、巨大な牛が動いてしまうというところで実際にけがが出たりということもあるように聞いております。

全国的な調査では、ピッシングをやっていないところはまだ3割ぐらいと聞いておりますが、これについては、いろんな現場の工夫、適切にやっているところの状況等についていろいろお知らせして、それぞれのと畜場できちっとできるところからやってくださいということで、広げていきたいと考えております。

中村 そのほかの特定部位、先ほどからSRM、SRMとって、これも横文字であれなんです、脳とか、脊髄とか、回腸遠位部とか、その除去は、先ほど飯田さんは、これもとっているよ、ちゃんとやったよといったって、本当なのかよという疑問もあるよう

ですが、これは大丈夫ですか。

松本 日本の場合は、と畜場に獣医師さんの検査官がいて、そういうことをきちっとチェックするという体制になっておりますので、それは適切にやられております。

ただ、先ほど飯田さんがおっしゃったように、恐らく背割りするようなところで飛散しているようなのが映像等で流れるというところで、あれで汚染されているのではないかと、という誤解ではないかと思えますけれども、背割りするときは骨をどうしても切りますので、骨は非常にかたいものですから粉末状となって飛び散って、それがあたかも飛散しているようだということだと思えます。実際に脊髄等についてはやわらかい組織なものですから、飛散はしないということで聞いておりますので、そのSRM除去につきましては適切に行われていると考えております。

中村 先ほど来、話をしておりますのは、やっぱり特定部位が、例えば脳とか脊髄の部分が、異常プリオンたんぱく質が蓄積をする、要するに、病原体が蓄積をする部位なので、そこから組織がほかのところへ飛び散ることを懸念して、多くの方が、と畜場の作業のあり方についていろいろ懸念を表明している。今、そのことについての話し合いだったわけです。

飯田さん、ピッシングはまだ全部禁止というわけにはいっていないようですが、ほかはおよそうまくいっているようですね、どうですか。

飯田 先ほどの説明でも、スタンガンによる汚染も排除できないというのがちょっとあったと思うのです。そういうのを聞きますと、やっぱり心配になると思えますね。

松本 そこについても、過去、ずっと実績を積み重ねてきたというところもありまして、では、ほかに何かかわるようないい方法があるかということ、なかなか適切なものはないし、これまでの実績もありますので、そういうところで飛散のないような形で現場で取り組まれておる。実際にやっている方は熟練した方で、普通の方がやって、あっ、失敗しちゃったという状況ではないものですから、まさにプロ中のプロの方がおやりになっているということでありますので、やはり適切に処理されておると我々としては考えております。

中村 しかし、これも1つの管理措置で、これからももちろんさらに安全性を高めることは必要だろうと思えます。

中村 そこで、今特定部位の除去ということが話題になりましたが、日本では2001年10月からいわゆる全頭検査という、先ほど金子さんがお話しいただいたような、それから、

農水省も厚生労働省の方も話しになったやり方と、今の特定部位の完全な除去ということで、いってみれば、2つの合わせわざで消費者の安全・安心を確保してきた。信頼を取り戻してきたという経緯があるわけです。

この検査のあり方について、今度は私の方から伺って恐縮ですけれども、海津さんは今どんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

海津 消費者側の立場に立つと、現在行われている全頭検査は、大変安心できるものだと思うのです。市場に並んでいる国産牛に関しては、すべてBSE検査が済んでいて安全だよとお墨つきをもらっているわけですからね。その上でSRMを除去されているわけですから、皆さん、すごく信頼していらっしゃると思うのです。

ただ、この全頭検査をいつまで続けていくのかとか、本当にどの程度必要なのかというのは、また今後のリスク管理なども考えると、そのうちに問題になってくるのかなというのはあるんですけれども、今のところは、これはうまくワークしているんじゃないかと思えます。

中村 将来的に、今のままでいいのかどうかという議論が起きるかもしれない、起きるであろうと思われる根拠は何ですか。

梅津 やはり全頭検査をやっていくに当たっては、恐らくコストがかかっているかと思うのです。そのコストは当然消費者が買うものに反映されているわけですし、将来にわたって考えていくと、アメリカからの牛肉を入れるに当たってのいろいろな議論が発生するかと思うのですけれども、その場合、どういうふうになるかわかりませんが、日本は全頭検査をしていますよ、でも、輸入肉は違うんですよといったときに、日本の生産者の方がそれで納得できるのかということもあるかと思うのです。その辺が今後の議論点になってくるのではないかと思います。

中村 このテーマについては、恐らくご意見がいろいろ違うと思うのですが、加藤さんはどんなふうに思われますか。

加藤 最初に申しあげましたように、もちろん今回の「たたき台」にもありますように、いわゆる検査の限界に言及したあの部分を大変評価し、注目させていただいているわけです。今、全頭検査を評価するご意見がありましたけれども、その中でコストの問題がありました。このコストは国の税金が払っているわけですから、生産者が自分が負担して、輸入牛肉は仮に全頭検査していないとすれば、そこにダブルスタンダードがあるという問題ではないわけです。

また、別の話に戻りますけれども、今回の「たたき台」にも、検査の限界について丁寧な言及があったわけですが、それによりまして、また別途農水省のデータでも、牛の8割が3歳以下で処理されているわけです。4月4日のOIEの名誉顧問の小澤先生や、4月21日のスイスのキム博士がそれぞれの講演会で説明されたように、BSEは感染してから発症するまで4年から6年、平均で5年、きょうの金子先生の解説にもありましたけれども、発症する6カ月前にならないと異常プリオンが十分に蓄積されない。異常プリオンが検出できない。検査しても陰性になり、検査合格となるという中身のお話があったかと思えます。そういう意味で、検査頭数の半分以上が実質的には意味がないといえますか、つまり、感染していても陰性になるという形だと思えます。

この8月4日の食品安全委員会の意見交換会でも、吉川教授が、試算で既に10頭から100頭の感染牛が陰性となっているとお話をされました。これから考えますと、日本で発見された11頭は、BSE感染牛の2割から3割程度。いいかえれば、7割から8割の感染牛が陰性になり、検査を合格してマーケットに出回っている。しかしながら、SRMを除去して牛肉の安全性を確保しているということだろうと思っています。

そういう意味で、私どもは、全頭検査についてはそんな意識を持っている。さらにこのレポートの中で若齢牛という言葉がありますけれども、そうなりますと、検査が必要な月齢は30カ月以上で十分であるかのような読み方をしたいと私は思うのです。要するに、検査で安全を守るということには科学はないんだということが、この検査の限界論の中では検証されたのではないかと思っています。つまり、検査は月齢に無関係にBSEを見落としてしまう。若齢牛の定義は、そういう意味では、これから20カ月、あるいは30カ月という議論があるとしても、それは科学的には、BSEの感染からいって意味がない。そういう意味では、リスクというものの度合い、大小を、SRMの除去なり、あるいはVCJDの発生リスクの指標の中から、牛肉の安全、あるいは流通の安全を議論すべきじゃないかなと思っています。

中村 飯田さん、どうぞ。

飯田 今のお話についてですが、確かに全頭検査は安全を守ることにはならないわけですね。安全を確認することになっているわけで、そのことによって消費者は安心をしているということをやっと押さえる必要があるのではないかなと私は思います。

検査にかかわるコストの問題がありましたが、国民の健康保護を確保するため、守るために税金を投入するのは当たり前のことであると私は思います。ただし、そういう定性的

なやりとりでやってもしょうがないので、計算したらいいんじゃないのかなと思いますね。例えば2002年度、検査費用に大体45億円ぐらいかけているんですかね。それが乳牛もありますし、肉牛もありますけれども、大体どれぐらいの頭数で、1頭当たりどれぐらいかかっているんだ。それが牛乳や肉で換算したときに、1?や100g当たりどうなるんでしょうかという議論をするべきなのではないのかなと私は思います。

検出限界の問題ですが、私は、何回も繰り返すんですけれども、今の知見で確かに限界はあるということですね。それが安全を確保するに足る限界に達しているかどうかということも、今の時点でよくわからないという状態にあると思うのです。ですから、きちっとした知見が出そろった段階で整理をするというのにはあり得るとは思います、今はそれはできないと思いますし、そういう意味でいうと、限界があるからこそ研究をさらに推し進めていく必要があると考えなければいけない。限界があるということは、検査を省略する根拠にはなり得ないと私は思います。

加藤 足立さんは、生産者のお立場で、今の全頭検査についてはどうお考えですか。

足立 全頭検査が導入されてから、以前に比べたら牛を出荷する場合の添付書類が非常にふえたわけです。えさの証明をつけるとか、出生カードをつけるとか、そうしないと畜場が受け取りできない。病畜牛は全然別扱いだとか、いろんな書類が確かに非常にふえた。けれども、私たちがいろんな肉を供給する中で、全頭検査に国全体では非常にたくさんの経費を使っているんですけれども、安全というのはそんなものかな。いろんな問題があるからそれをやめたらいいという話はないのではないかな。そういう中で国産牛肉は安全だ、安心だといわれているのは、やっぱり全頭検査があるという1つの大前提があるのかな。

それと一緒に、耳標装着というトレーサビリティの問題があるのです。これも私たち末端の農家にとっては、事務量から煩雑な部分がたくさん出てきまして、非常に大変なことなのです。農家はルーズな部分もありまして、それを農家だけではフォローできないから、末端の生産団体、酪農組合とか農業協同組合が相当な人を割いて、その検証をやっているのです。だから、耳標装着のトレーサビリティをやっているようなことを相当しっかりやっていたら、なかなか確実なものにはなっていない。

私たちの組合でも千何百頭という頭数なんですけれども、人によっては、生まれたから耳標をつけに来てくれとか、これを出しておいてくれという。そういう対応を農家ではできない方もあるんですね。そういう対応を末端の組合が人を1人張りつけて全部やっ

かなければならない。それもほぼボランティアでやっている。その分については、どこからもお金が出るところがない。農家からもとれない。書類にしても非常に煩雑な部分があるにはあるんですけども、やっぱりその2つがセットになって、私たちが供給する牛肉が大丈夫なんだなとってもらえるのかなとは感じておるんです。

中村 そういうコストは、国が負担するだけではなくて、やっぱりそれぞれの直接の現場でもかかるということですね。

確かに私も、この間、2月にオーストラリアへ行って、向こうも少しずつ耳標で管理しようなどという動きが一部では始まっているんですが、やっぱりお金が全部農家負担なんです。そうすると、私なんかから見ると、1頭、そう大した金額ではないような気がするんですけども、頭数が多いものだからそれだけ負担し切れないとか、そんなふうな話も聞きました。

(6) 会場参加者との意見交換

中村 今までの話し合いで、先ほど金子さんがお話しいただいた国内のBSEについての「たたき台」をめぐる項目は、大体お話を伺ったという気がいたします。

そこで、これから会場の方に少しご意見とご質問をいただきたいと思います。きょうは主として壇上の方のお話を中心に伺ってまいりましたので、会場の方のお時間は、大変申しわけないんですが、全体で20分程度にさせていただきます。どなたからでも結構ですが挙手をしていただいて。

お1人の時間は、まことに申しわけないんですが、2分以内ということ。東京ではチャイムがあって、2分たつとチンと陰の方で鳴らしたのですが、ここの会場はチャイムがないようでありまして、申しわけないのですが、私が、大変失礼ながら、2分以上になったら、まことに恐縮ですが次へお譲りくださいと申し上げますので、その点はご了承ください。

ご自分のお名前と、できればどういうお立場か、どういうお仕事をとおっしゃった上で、ご意見を伺いたいと思います。

最初に手を挙げた赤いシャツの方。

会場(コジマ) 京都宇治市から来ましたコジマといいます。仕事は、自然食品の配達をしています。

食品安全委員会と厚労省、農水省の皆さんにお願いしたいと思います。一配達員として

お願いは、BSE対策は消費者に信頼してもらえ、厳しいものにしてもらいたいと思っています。アメリカ産牛肉も、全部アメリカの費用で検査してもらって、安全であるという確認ができないうちは、輸入再開してもらっては困るなと思っています。

私はよつ葉で働いて、近畿一円3万8000人の会員さんの家へ食材を配達する仕事です。BSE感染牛が見つかったからは、僕たち配送員は会員さんから質問攻めに合って大変でした。僕自身、BSEがどういうものかというのも正直わかっていなかったですし、そこから農場へ研修に行ったり、勉強会を何度もやって少しわかるようになったんですけども、今の世の中は100%安心・安全な食材はないように思うのです。会員さんの信頼にこたえられるように、牛の飼い方やえさのやり方、肉のさばきのこととか、1つずつパックするときに履歴がきちんとわかるようにするなど、僕が体験したことを1人ずつ伝えています。

今のBSEの検査は結構きちんとできていると思っていますし、24カ月齢までの死亡牛も検査しているし、危険部位も除去されているので、会員さんには大丈夫だと確信を持って答えています。これが一配送員としてのお願いです。

それと、一消費者としてのお願いもあるのですが、うちには今4歳の息子と1歳の娘がいるのです。子供たちが元気に育つように、危ない食材は使いたくないですし、正直、スーパーとかでも信頼はできないですし、知らないでうっかり危険なものを食べる、買ってしまうこともあるので、その分、政府の方でしっかり管理していただきたいなと思います。

中村 ありがとうございます。2分15秒でございました。何もいりませんでしたけれども。

どうぞほかの方。では、前から2列目の方にマイクを渡してください。

会場 兵庫県の神戸市に在住しています。今、無職です。ある食品会社の研究所の方に勤めておりました。きょう参加させていただきまして、非常に貴重なお話をちょうだいしまして、非常にありがたい。私も非常に参考になりました。どうもありがとうございました。

中で、飯田さんがおっしゃいましたSRMの部位除去で、コンタミネーションは必ずあるだろう。私、今までの多少の経験の中から、コンタミはある。そうすれば、EUとかアメリカで小腸部位まで除去しているということは、向こうは非常に粗雑な除去法なので、回腸部位を除去するのは面倒くさい。だから、小腸全体をのけるんだということですから

ども、私は、コンタミを考えると、全部除去するのが正しいのではないかなという感じが1つ。

2つ目が、金子先生にお尋ねしますけれども、人ネズミでの治験は全世界でやっておりますのでしょうか。それとも、猿なんかで、人間に近い動物を使った実験はどこかでやっておりますでしょうか。そういう研究は日本だけの問題ではないので、やはり世界的な研究会をつくりまして、やっていただいたら非常にありがたいと思っております。よろしく願いします。

中村 わかりました。それは今、金子さんに伺いますが、時間の関係でご質問をまとめた方が能率的かもわかりませんので、先ほど手を挙げられた後ろの方へマイクを渡してください。

会場（日野） 生活協同組合コープ近畿事業連合の日野と申します。一消費者の立場ということで、少し述べてまいります。

まず、消費者の方の意見なんですけれども、今から3年前ですか、BSEの話がありまして、実はうちの家内が、あれ以降、お肉を食べなくなってしまいました。最近、やっと抵抗なしに食べれるようになったなと思っていまして、幾ら頑張ってもなかなか聞いてくれないというのが実情でして、最近やっと安心して食べております。これは、やはりこの間のお話を聞いていましてわかったとおり、国内のBSEに対する取組みの成果かなと思っています。やっぱり3年ぐらいかかるのかなという感じを、正直思っています。それが個人としての意見です。

あと、きょうのお話の中で3つほどありまして、1つは、この間、BSEの検査とSRMの除去でお肉の安心が担保できているなということで、きょう初めてよくわかりました。その中で、逆に不安になりましたのが、SRMの除去の件についてなんです。先ほど百数十カ所のと場があるという話の中で、ピッシングの件のお話がありまして、今までは、てっきり除去されている、除去という言葉のとおりかなと思っていましてけれども、違うんだなというのが少しわかりまして、そのあたりで、もし教えていただければ、今実際にどれぐらいのところまでできていて、できていないのかというあたりをお教えいただきたいなと思っています。

2つ目は、先ほどパネラーの加藤先生がお話しになった検出限界という意味合いについて、少し違うのかなと思っておまして、今の検査の中では、この検出限界以下については検出できないということであって、これがもっと変わっていけば、さらに感度がよくな

っていったって、原因が追究できるんじゃないかなと思っております。少し違うのかなと思っていて、そのあたり、もしご返答いただければなと思っています。

3つ目は、アメリカの輸入牛肉の件についてなんですけれども、情報としては余りよく認識していないので申しわけないですが、実は今、アメリカのお肉については、アメリカ国内では、H A C C Pの仕組みの中で、例えばハンバーグに何かあったという場合は、履歴を追究していったって、ほぼ防げる。

中村 そろそろ済みません。

会場（日野） すぐ終わります。ところが、お肉については、なかなか履歴を追究できないということを聞いていますので、そのあたりを教えていただければと思います。お願いします。

中村 アメリカの牛肉の履歴ですか。それでは、金子さん、先ほどの人ネズミの、簡単に。

金子 人ネズミは世界じゅうで研究しています。猿については、今、いろんな倫理的問題があって、霊長類を使った治験は非常に難しい。つまり、猿であってもC J Dにしまっていていかという問題があるので、かなり限られているという問題があります。ですから、そういった意味でも、さっき僕がお話ししたような実験系の構築という点では、非常にきついですね。

人ネズミの問題は、例えば 100 匹、200 匹のネズミにB S Eプリオンを打っても、今の系で1匹も発症しないのです。それが本当に人ネズミの検出感度が低過ぎるためなのか、それとも種の壁がそれでは検出できないのか。恐らくその両方が絡んでいると思うのですけれども、そういった状況ですので、例えば1000匹、1万匹、10万匹飼って、1匹発症するかどうかという検出系で検討しなければいけないという状況です。研究しておられたということですので、おわかりだと思うのですけれども、非常に困難です。何とかしたいと思っていますけれども。

中村 それでは、先ほどのピッシングの、どのぐらいの割合かわかりますか。

厚生労働省 数字のことなので、手元に資料がないので、私の方で答えさせていただきます。

牛を扱っている全国のと畜場が161で、今持っている手元の資料では、49のと畜場がピッシングを行っていない。30%ほどですが、そこが行っていないということです。

中村 わかりました。それから検出限界、金子さん、感度をもうちょっと上げる研究は、

先ほどもちょっとお触れになったかもしれませんが、可能性としてはあるのですか。

金子 難しいですね。要するに、検出限界の限界というか、最高の感度は、プリオンたんぱく質が、1分子といたしますけれども、1個あっても検出できればいいわけです。それも感染型が。それができるかどうかというのは、私は正直いって、現時点ではお答えはできません。

ただ、テナティブというか暫定的な目標としては、とにかく症状が出ていようが出ていまいが、今の検査感度と同じようなものを、脳でとらなくても血液でできれば、先ほどから問題になっている汚染の問題、いろんな問題がかなりクリアできるので、そこでリスクはかなり下がると思います。最初から完璧を求めていくのはもちろん当然なんですけれども、やはり投網をかけて、人間のリスクに一番影響を及ぼすファクターからつぶしていくというのが大事なことだと思うので、例えばSRMをやる、全頭検査をする、今の検出感度でやっていく。次に何を目指すかということ、やはり生きた状態で血液で検査ができる、牛を診断できるというところをまず目指す。

その先、血液中でなくても、たとえ体のどこであっても、爪の先であろうと、髪の毛の先だろうと、1分子あっても検出できる方法を達成するのは、現段階ではちょっと難しいですね。血液診断が、まず今の目標だと思います。それがいつできるかはわかりません。

中村 アメリカの牛の生産履歴は、と畜場で確かにおっしゃるようにHACCPで衛生管理などを行っているところは随分あります。ただし、農場からの生産履歴はアメリカではありません。日本のように、生まれたらすぐ耳標をつけて、日本の牛450万頭に2頭として同じ番号がないという管理は、アメリカではしておりません。

それでは、ほかにどうぞ。女性の方がちょうどお2人、よかったですね。その前の方。

会場 私たちは、薬剤師が中心となりまして、BSE市民ネットワークというのをつくっております。意見陳述でも、東京でいわせていただいたのですけれども、私たちは、VCJDを発症しやすい遺伝子を日本人の93%の人が持っているという厚労省研究班の報告を読みまして、これは非常に大変なことだ。こういうリスクを抱えた民族であるということは、やはり予防原則に立っていただかないと、大丈夫だということは何も無いわけですね。科学的にとおっしゃっても、まだ不明なことが多い。BSEに関しては、本当にまだわからないんだというのが世界的な常識だと思います。

そして、今、政治的には、全頭検査を一部やめてアメリカの牛の輸入をしようという政治的な圧力、業界からの圧力はあるということが、私たち一般的な常識です。そのことに

向かって、この安全委員会がどういう提言をされるのか、どういう「たたき台」をされるのかということは非常に興味があるというか、本当に良心的な科学者として、国民の健康を守っていただく立場に立っていただきたい。そして、これはやめても大丈夫だということを実際に良心に沿っていえるのか。将来にわたって、私たちが10年後、20年後、本当に安全といえるのかという立場に立った提言をしていただきたいと思います。

それから、私たち、もう1つ心配しておりますのは、もし若い牛で、潜伏期であって、余り蓄積していないといわれますけれども、これがまとめて加工品になる場合の牛エキスというものについては、やはり私たちは心配があります。見逃された場合のリスク、危険部位が残ってしまう場合のリスク、それが牛のエキスに入ってきて、私たちの食材に入ってくるリスク、いろんなリスクを考えた場合に、今一部をやめてしまうことが本当に安全なのかということは、私たちは疑問です。

中村 そろそろ済みません。

会場 今は、国産の牛を安心して食べられる状況が、もう少しであるのではないかと私たちは思っております。

中村 ありがとうございます。それでは、後で一緒に今のご質問を伺いますが、女性の方で1人いらっしゃいましたね。

会場 京都から参りました消費者です。最初の報告を3つ聞かせていただいたのと、「食品安全」の創刊号の冊子を見せていただいて、日本と海外のBSEの対策の比較などを教えていただきまして、これまでの対策が本当に成果があって、私たちの安心につながっているということを改めて感じました。今の状況をさらに強めていただいて、検査の精度を上げていただくとか、危険部位の除去とか、そういうことをもっとしっかりやっていただけるようにと思います。

消費者の、何となく気持ち悪いという心理を、余り無視しないでほしい。笑わないでほしいと思いました。私は京都なんですけれども、鳥インフルエンザのときに、卵の安全性と移動制限がごっちゃになって、学校給食が率先して卵をやめました。急にやめたものですから、とてもおかしな給食を食べてきたと聞いています。科学的知見ということよりは、もう少し消費者寄りの対策をお願いしたいと思います。

中村 わかりました。

まことに申しわけございませんが、ご意見を伺う20分がたちましたので、会場からのご質問はこの辺で終わらせていただきます。

そして、管理措置についてのご要望とか、最初の方も今の方もそうですけれども、ご注文なりご意見を受けとめて、どう感想を持たれたかという点を、お一言ずつおっしゃっていただけますか。

姫田 川上からというか、先ほどから何度も釘田からもお話ししたように、我々農林水産省としては、まず日本の牛からBSEを根絶しようということが基本だろうと思っております。先ほども21カ月齢、23カ月齢の部分で、一部コンタミがあったのではないかということについては、13年10月以降の割と短い期間だったということもあって、その可能性は否定しないわけなんですけれども、これからもフィードバンをさらにどう強化していくか。

もちろんその中で、一部にはいわゆる科学的に、今、豚の肉骨粉を牛以外の家畜に使えないという状況になっておりますので、これは一方でもったいないということもあります。ですから、そういう意味で、消費者の安全をきちっと守りながら、今後も、リスク管理ということで牛のBSEの根絶を図ってまいりたいと思っております。

松本 2点申し上げたいと思います。

1つは、消費者の方の何となく気持ち悪いというのは大事にしろというのは、私もそうだと思いますし、そういうことがないように、これから全体の政策としてやっていきたいと思えます。

あと、全頭検査の件ですが、平成13年10月18日から全国全頭検査をやり始めましたが、あのときの状況を申し上げますと、それぞれ牛の履歴といいますが、いつ生まれたかわからない状況であったということ。それと、あのときもし全頭検査をしなければ、マーケットで検査したものと検査しないものが同居するというので、大変な混乱を招くだろう。それであれば、科学的であるかどうかはともかくも、まずはそういう混乱を避けるということで、全頭検査をやろうということで始めたわけです。

それで3年ほどたちまして、現在の対策がどうであるかということについて、現在、食品安全委員会の方で科学的、客観的なところでご判断をいただいております、評価をいただいておりますという状況でありまして、これをどうするかにつきましては、食品安全委員会の評価をまって考えたいと考えております。

SRMの除去につきましては、いろいろご懸念がありましたけれども、これにつきましても、今やっているのは一応ベターだと思っております。もっといい方法があれば、やはりそういう方向に切りかえていきたいと思えますけれども、まだ現在の段階では、なかなか

そこまで行っていない。ただ、皆様方のご懸念があるようなところについては、やはりきちっとした格好で、皆さんの心配がないような形で取り組んでいきたいとは考えております。

中村 ありがとうございます。まだいろいろご質問とかご意見がおありの方も多いと思いますが、大変恐縮でございますが、予定の時間に近づいてまいりましたので、この辺で、このパネルディスカッションは終了したいと思います。

最後に一言だけ、まとめになるかどうかはわかりませんが、私が最近考えていることを短く申し上げますと、科学、あるいは科学者の方の意見、分析といいますか、そういうものが消費者の方の心に安心として本当に素直に入っているのだろうかということが、私の最近の気持ちの中にあります。本当は科学というのは、消費者の安心をきちんと保障するものでなければならないわけですから、そのところが今もし欠けているとすれば、やっぱり何かコミュニケーションが足りないのではないか。そのコミュニケーションは、双方向でいくことによって、よりちゃんとしたものになると思いますので、そのところがちょっと欠けているのかなという気がしているわけですね。

そういう意味で、きょうはこういった試みだったのですけれども、お互いのお立場の方のご意見が違って全然構わないから、なるべく違っているところをぶつけ合って、相手の気持ちを聞く。自分のいいたいこともいわせてもらうということで成立させたいなと思ったのですが、果たしてそれがうまくいったかどうかというのは、皆様方のご判断にお任せをしたいと思います。

ということで、司会もちょっと不手際で、もうちょっとうまく時間を使えばよかったかなというような気もいたしますが、大変長時間にわたりまして、金子さんのお話から含めて、結局、3時間にわたっておつき合いをいただきまして、本当にありがとうございました。パネラーの方も、本当に率直なご意見をいただいて、ありがとうございました。農水省、厚労省の方もありがとうございました。

それでは、これをもってパネルディスカッションを終了いたします。(拍手)

司会 会場の皆様方、どうぞ拍手をお願いいたします。(拍手)

中村委員初めパネリストの皆様方、熱心なご議論ありがとうございました。

(7) 閉会挨拶

司会 それでは、この会の終わりに当たり、食品安全委員会の見上委員より、閉会のご

あいさつを申し上げます。

見上 本日は、お忙しい中、大勢の皆様にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

また、基調講演をしていただいた金子先生、コーディネーターを務めていただきました中村委員、パネリストの皆様、長時間にわたってまことにありがとうございました。

ところで、食品安全委員会の重要な役割として、リスク評価とリスクコミュニケーションがあります。こうした活動の基本として私たちが大切にしていることは、食品安全委員会に対して国民の皆様の信頼を得ることです。なぜならば、消費者が食品に求めている安心は、安全という科学的な知見と、プラスして、それを発信する私たちに対する信頼から生まれると思うからです。このため、委員会は、予断を持たずに、プロセスを大切にしていって議論を進め、それを公開して皆様に見てもらった上で、結論を出してまいりたいと思います。

BSEの問題は、国民の間で意見や考え方を二分するような難しい問題ですが、きょうの意見交換会も、こういった私たちの考え方に基づいて開催したものです。本日、パネルディスカッションや会場の皆様との意見交換を通じていただきましたご意見やご要望につきましては、報告書取りまとめの検討に当たって参考とさせていただきたいと思います。

実は8月4日に東京で開催した意見交換会の中で、会場の参加者と意見交換がありまして、滋賀県からお見えになった方が、東京だけでなくで地方で開催してもらいたいということでした。それで、昨年11月なんですけれども、大阪で一度、こういう意見交換会を開いたわけですが、今回2回目でありまして、皆様の声にはこたえていくとともに、今後とも各地で開催してまいりたいと思っております。

今回のような意見交換会でのご意見については、可能なものについては実現してまいりたいと思います。

いずれにしましても、今後とも私たちは客観的かつ中立的、科学的な議論を進めてまいりたいと思っております。

簡単ではありますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。(拍手)

(8) 閉会

司会 ありがとうございました。

これもちまして本日の意見交換会を終らせていただきます。

なお、お渡ししてありますアンケートにぜひご記入の上、出口の回収箱にお入れください。また、食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」でもご意見を受け付けておりますので、ご意見などがございましたらお寄せいただければと思います。

本日は、長時間にわたりおつき合い、まことにありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。

午後4時 閉会